

【表紙】

【提出書類】	有価証券報告書
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	平成21年12月18日
【計算期間】	第8期（自 平成21年3月24日 至 平成21年9月24日）
【ファンド名】	G S日本株式インデックス・プラス
【発行者名】	ゴールドマン・サックス・アセット・マネジメント株式会社
【代表者の役職氏名】	代表取締役 土岐 大介
【本店の所在の場所】	東京都港区六本木六丁目10番 1 号 六本木ヒルズ森タワー
【事務連絡者氏名】	法務部 山崎 誠吾
【連絡場所】	東京都港区六本木六丁目10番 1 号 六本木ヒルズ森タワー
【電話番号】	03－6437－6000
【縦覧に供する場所】	該当事項はありません。

第一部【ファンド情報】

第1【ファンドの状況】

1【ファンドの性格】

（1）【ファンドの目的及び基本的性格】

本ファンドは、主として「G S日本株計量運用ポートフォリオ マザーファンド」（以下「マザーファンド」といいます。）への投資を通じて日本の上場株式へ投資し、信託財産の長期的な成長を図ることを目標として運用を行います。本ファンドは、追加型投信／国内／株式／分配金再投資可能です。詳しくは下記をご覧ください。

商品分類

■商品分類表

単位型・追加型	投資対象地域	投資対象資産 （収益の源泉）	独立区分	補足分類
単位型 追加型	国内 海外 内外	株式 債券 不動産投信 その他資産 （ ） 資産複合	MMF MRF ETF	インデックス型 特許型 （ ）

（注）本ファンドが該当する商品分類を網掛け表示しています。

- ・追加型・・・一度設定されたファンドであってもその後追加設定が行われ従来の信託財産とともに運用されるファンドをいいます。
- ・国内・・・投資信託約款において、組入資産による主たる投資収益が実質的に国内の資産を源泉とする旨の記載があるものをいいます。
- ・株式・・・投資信託約款において、組入資産による主たる投資収益が実質的に株式を源泉とする旨の記載があるものをいいます。

■属性区分表

投資対象資産	決算頻度	投資対象地域	投資形態	為替ヘッジ	対象インデックス	特許型
株式 一般 大型株 中小型株 債券 一般 公債 社債 その他債券 クレジット属性 （ ） 不動産投信 その他資産 （投資信託証券 （株式）） 資産複合 （ ） 資産配分固定型 資産配分変更型	年1回 年2回 年4回 年6回 （隔月） 年12回 （毎月） 日々 その他 （ ）	グローバル （ ） 日本 北米 欧州 アジア オセアニア 中南米 アフリカ 中近東 （中東） エマージング	ファミリー リート ファンド ファン ファンズ	あり （ ） なし	日経225 TOPIX その他 （ ）	ブル・ベア型 条件付運用型 ロング・ショート型 絶対収益追求型 その他 （ ）

（注）本ファンドが該当する属性区分を網掛け表示しています。

- ・その他資産（投資信託証券（株式））・・・目論見書または投資信託約款において、投資信託証券への投資を通じて実質的に株式を投資収益の主たる源泉とする旨の記載があるものをいいます。
- ・年2回・・・目論見書または投資信託約款において、年2回決算する旨の記載があるものをいいます。
- ・日本・・・目論見書または投資信託約款において、組入資産による投資収益が日本の資産を源泉とする旨の記載がある

ものをいいます。

・ファミリーファンド・・・目論見書または投資信託約款において、親投資信託（ファンド・オブ・ファンズにのみ投資されるものを除く。）を投資対象として投資するものをいいます。

※商品分類および属性区分の定義に関しましては、社団法人 投資信託協会のホームページ（<http://www.toushin.or.jp>）に掲載されておりますので、ご覧ください。

本ファンドおよびマザーファンドを総称して以下「本ファンド」または「インデックス・プラス」ということがあります。なお、本書において、文脈により別に解すべき場合を除き、「本ファンド」にマザーファンドが含まれることがあります。

委託会社は、受託銀行（後記「(2)ファンドの仕組み 2.ファンドの関係法人 ①委託会社および本ファンドの関係法人の名称および関係業務 b. 受託会社」に定義します。以下同じ。）と合意のうえ、金5,000億円を限度として信託金を追加することができます。なお、委託会社は、受託銀行と合意のうえ、上記の限度額を変更することができます。

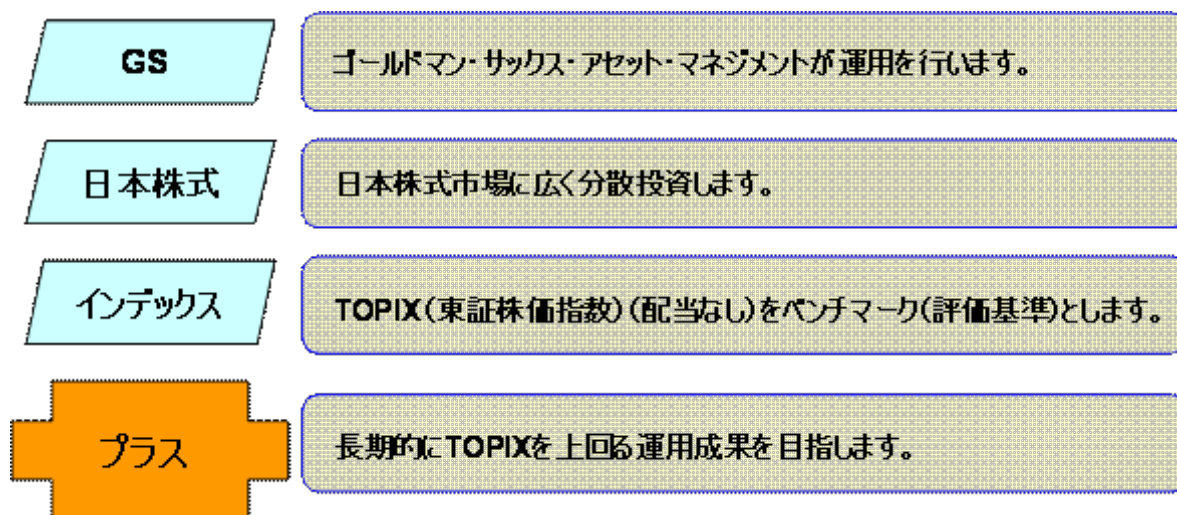
<ファンドのポイント>

- ◇ ベンチマーク（評価基準）であるTOPIX（東証株価指数）（配当なし）との連動性を維持しながら、ベンチマークを上回る収益を安定的に獲得することを目指します。
- ◇ 多様な視点から銘柄を評価することにより、様々な市場局面でも安定した付加価値の獲得を追求します。
 - ・ 日本株式市場全体から広く中長期の成長機会を捉えます。
 - ・ ゴールドマン・サックス・アセット・マネジメント独自開発の計量モデルを用い、多様な銘柄評価基準に基づいて銘柄選択を行います。
 - ・ 本ファンドはファミリーファンド方式で運用を行います。

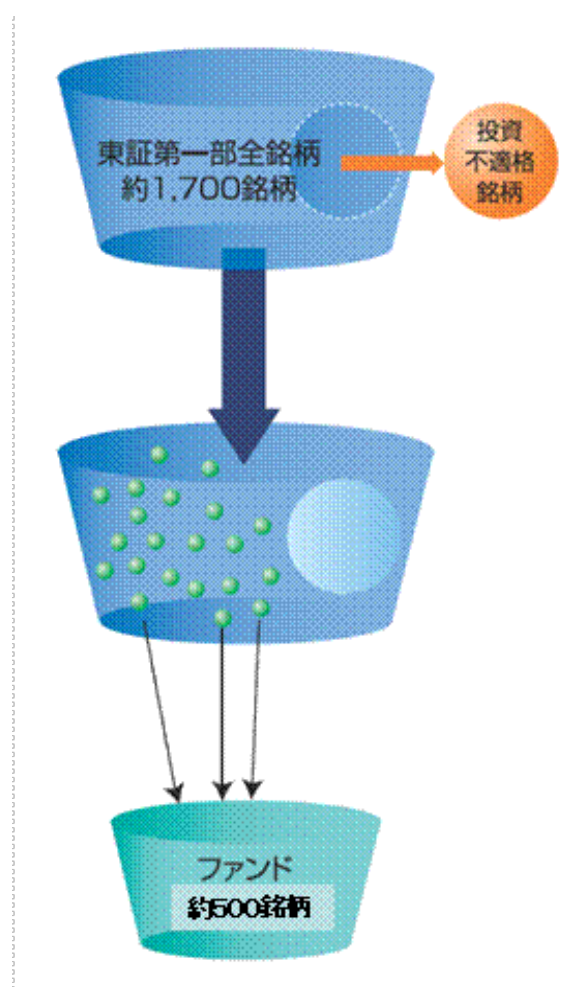
※ベンチマークとは、運用において投資収益目標を設定する際に基準とする指標です。また、投資家がファンドの運用対象や資産の基本配分比率を確認する際の目安となります。（以下同じ。）

市況動向や資金動向その他の要因等によっては、運用方針に従った運用ができない場合があります。

a. インデックス・プラスの特徴



b. 独自開発の計量モデルを用いた運用手法



① 投資不適格銘柄の除外

東証第一部上場企業約1,700銘柄の中から、企業の信用度が極度に低いと判断した投資不適格銘柄を除外します。

② 銘柄評価

割安かどうか、株価に上昇の勢いがあるかどうか、など6つの銘柄評価基準により、様々な角度から企業を評価し魅力度を判断します。

6つの銘柄評価基準

- (1) 割安度 (バリュー)
- (2) 市場の評価 (センチメント)
- (3) 株価の勢い (モメンタム)
- (4) 経営の質 (マネジメント)
- (5) 収益性
- (6) 利益の質(クオリティ)

③ 組入銘柄の決定

ファンド全体として最も魅力的な組み合わせとなるよう約500銘柄に投資を行います。

TOPIX(東証株価指数)

- ① 東京証券取引所の第一部上場全銘柄が組入れられており、日本の株式市場全体の動きをあらわします。
- ② 年金基金、機関投資家などプロの投資家が、日本株式市場に投資する際のベンチマーク(評価基準)として活用しています。

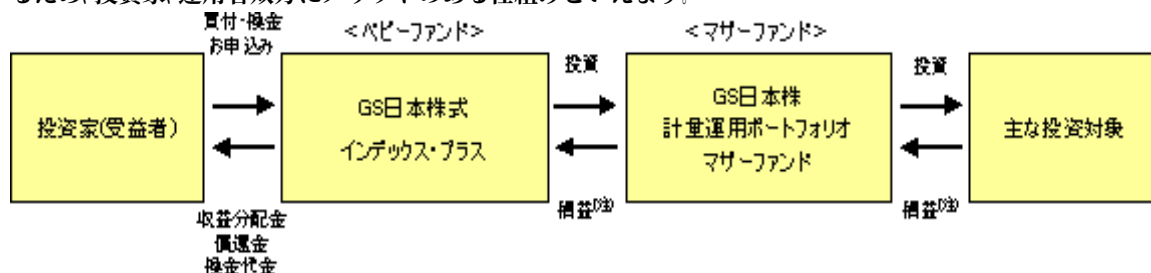
※TOPIXの指数値及びTOPIXの商標は、株式会社東京証券取引所（以下（株）東京証券取引所といいます。）の知的財産であり、株価指数の算出、指数値の公表、利用などTOPIXに関するすべての権利及びTOPIXの商標に関するすべての権利は（株）東京証券取引所が有します。

上記は現行モデルに基づくものであり、計量モデルの改良・更新は継続的、恒常的に行われています。上記がその目的を達成できる保証があるわけではありません。

（２）【ファンドの仕組み】

１．ファンドの仕組み

本ファンドの運用は、ファミリーファンド方式で行います。ファミリーファンド方式とは、投資家からの資金をまとめてベビーファンド（本ファンド）とし、その資金を実質的に同一の運用方針を有するマザーファンドに投資して、実質的な運用を行う仕組みです。（ただし、ベビーファンドから有価証券等に直接投資することもあります。）商品性格が等しい複数のファンドが存在する場合、これらをひとつにまとめることで、低コストで効率よく運用することが可能になるため、投資家、運用者双方にメリットのある仕組みといえます。



（注）損益はすべて投資家である受益者に帰属します。

２．ファンドの関係法人

① 委託会社および本ファンドの関係法人の名称および関係業務

a. 委託会社（ゴールドマン・サックス・アセット・マネジメント株式会社）

本ファンドの委託者として、ファンドに集まったお金（信託財産といいます。）の運用指図等を行います。本ファンドの運営の仕組みは下記の「ファンド関係法人」の図に示すとおりです。なお、委託会社は、信託財産の計算その他本ファンドの事務管理に関する業務を第三者に委託することがあります。

b. 受託会社（住友信託銀行株式会社（以下「受託銀行」といいます。））

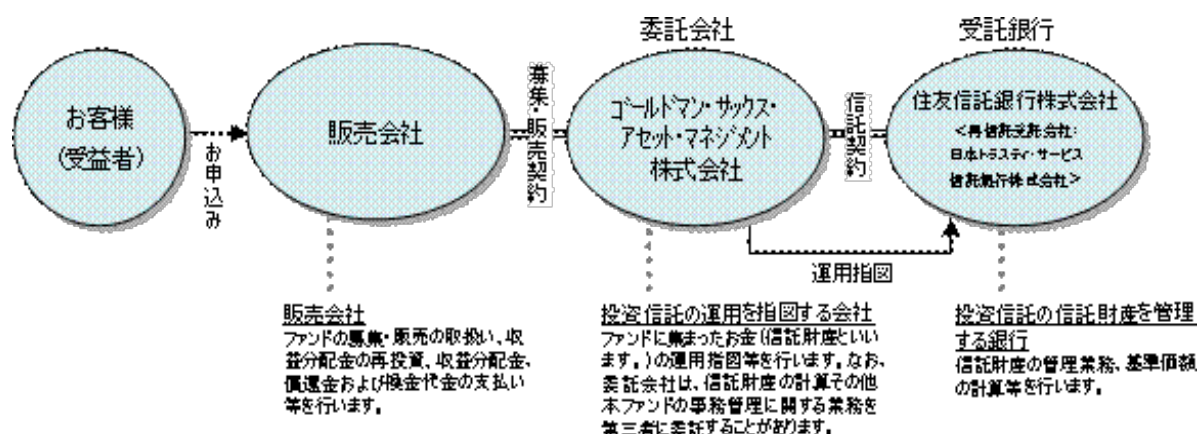
本ファンドの受託者として、委託会社との間の信託契約に基づき、信託財産の管理業務、基準価額の計算等を行います。

なお、上記業務の一部につき再信託先である日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社に委託することができます。

c. 販売会社

本ファンドの販売会社として、委託会社との間の証券投資信託受益権の募集・販売の取扱い等に関する契約書（以下「募集・販売契約」といいます。）に基づき、ファンドの募集・販売の取扱い、収益分配金の再投資、収益分配金、償還金および換金代金の支払い等を行います。

ファンド関係法人



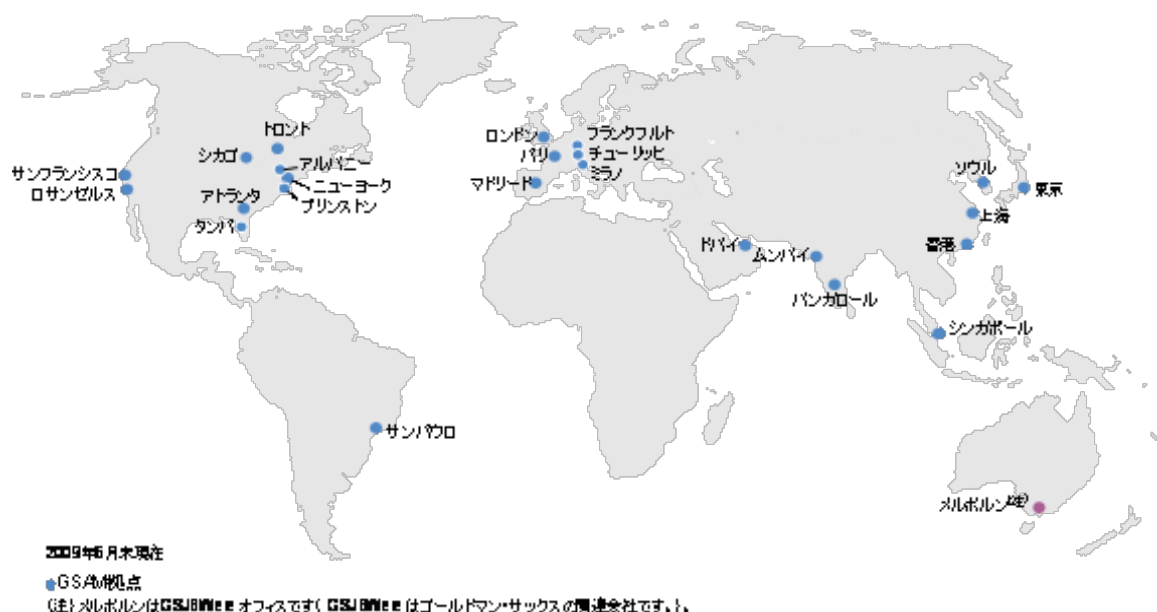
<ご参考>ゴールドマン・サックス・アセット・マネジメント (GSAM) とは

ゴールドマン・サックスは、1869年（明治2年）創立の世界有数の金融グループのひとつであり、世界の主要都市に拠点を有し、世界中の政府機関・企業・金融機関等に対して、投資銀行業務・証券売買業務・為替商品取引・資産運用業務など、多岐にわたる金融サービスを提供しています。

ゴールドマン・サックスの資産運用グループであるゴールドマン・サックス・アセット・マネジメントは、1988年の設立以来、世界各国の投資家に資産運用サービスを提供しており、2009年6月末現在、グループ全体で7,087億米ドル（約68.0兆円*）の資産を運用しています。

*米ドルの円貨換算は便宜上、2009年6月30日現在の株式会社三菱東京UFJ銀行の対顧客電信売買相場の仲値（1米ドル＝96.01円）により計算しております。

ゴールドマン・サックス・アセット・マネジメント株式会社は、ゴールドマン・サックス・アセット・マネジメントの東京拠点です。



② 委託会社等の概況

a. 資本金

委託会社の資本金の額は金4億9,000万円です（本書提出日現在）。

b. 沿革

1996年2月6日 会社設立

2002年4月1日 ゴールドマン・サックス・アセット・マネージメント・ジャパン・リミテッドの営業の全部を譲受け、商号をゴールドマン・サックス投信株式会社からゴールドマン・サックス・アセット・マネージメント株式会社に変更

c. 大株主の状況

（本書提出日現在）

氏名又は名称	住所	所有株式数 (株)	所有比率 (%)
ゴールドマン・サックス・アセット・マネージメント・エル・ピー	アメリカ合衆国ニューヨーク州ニューヨーク市オールド・スリップ32番地	6,336	99
ザ・ゴールドマン・サックス・グループ・インク	アメリカ合衆国ニューヨーク州ニューヨーク市ブロード・ストリート85番地	64	1

2【投資方針】

（1）【投資方針】

a. 基本方針

本ファンドは、信託財産の長期的な成長を図ることを目標として運用を行います。

b. 本ファンドの運用方針

- ・ 本ファンドは、主としてマザーファンドの受益証券に投資し、原則として、その組入れ比率は高位に保ちます（ただし、投資環境等により、当該受益証券の組入れ比率を引き下げる場合もあります。）。
- ・ 信託財産は、マザーファンドを通じて主として日本の上場株式(これに準ずるものを含みます。)に投資します。株式への実質投資割合(マザーファンドおよび本ファンドでの現物投資および有価証券先物取引等を含みます。)は、原則として高位に保ちます。
- ・ TOPIX（配当なし）を運用上のベンチマークとし、ベンチマークの動きからのかい離を抑制しつつ、ベンチマークを上回る収益を安定的に獲得することを目的とします。
- ・ ゴールドマン・サックス・アセット・マネジメント独自開発の計量モデルを用い、多様な銘柄評価基準に基づいて銘柄選択を行うことにより、グロース相場、バリュー相場といった様々な市場局面においても安定した付加価値の獲得を追求します。
- ・ 投資状況に応じ、マザーファンドと同様に株式等への直接の投資により運用を行うこともあります。
- ・ 市況動向や資金動向その他の要因等によっては、運用方針に従った運用ができない場合があります。

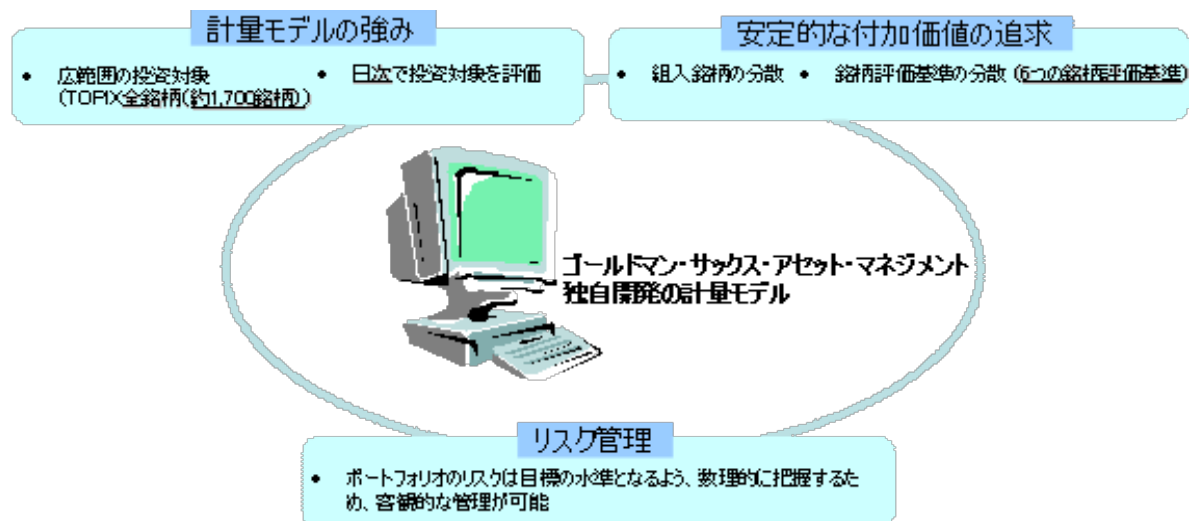
c. マザーファンドの運用方針

- ・ 計量分析を通じた投資対象のリターン予測を行うと同時に、ベンチマーク（TOPIX（配当込み））に対するポートフォリオのリターン・リスク特性の最適化プロセスを経ることによってリスク管理し、安定的にベンチマークを上回る投資成果を目指します。
- ・ 国内の株式を主要投資対象とし、株式の組入比率は原則としてフル・インベストメントとします。
- ・ 個別銘柄の選択は、ゴールドマン・サックスが独自に開発した計量モデルを使用します。定量分析と定性分析による情報を独自の計量モデルに取り込むことにより魅力的な銘柄を発掘し、ベンチマークからのかい離リスクを計量的に管理しながらポートフォリオを構築、かつその最適化を目指します。
- ・ 外貨建資産に対する為替ヘッジは、市況動向、資金動向等により委託会社が適切と判断した場合に行なうことがあります。
- ・ 市況動向や資金動向その他の要因等によっては、運用方針に従った運用ができない場合があります。

■広い範囲の情報を処理、客観的な評価・分析が可能となる計量運用

インデックス・プラスはゴールドマン・サックス・アセット・マネジメント独自開発の計量モデルを用いて運用を行います。

計量モデルでは情報を大量に処理することや客観的に銘柄の評価・分析を行うことが可能となるため、投資対象が市場全体と広いインデックス・プラスの運用には最適な運用手法であると考えます。

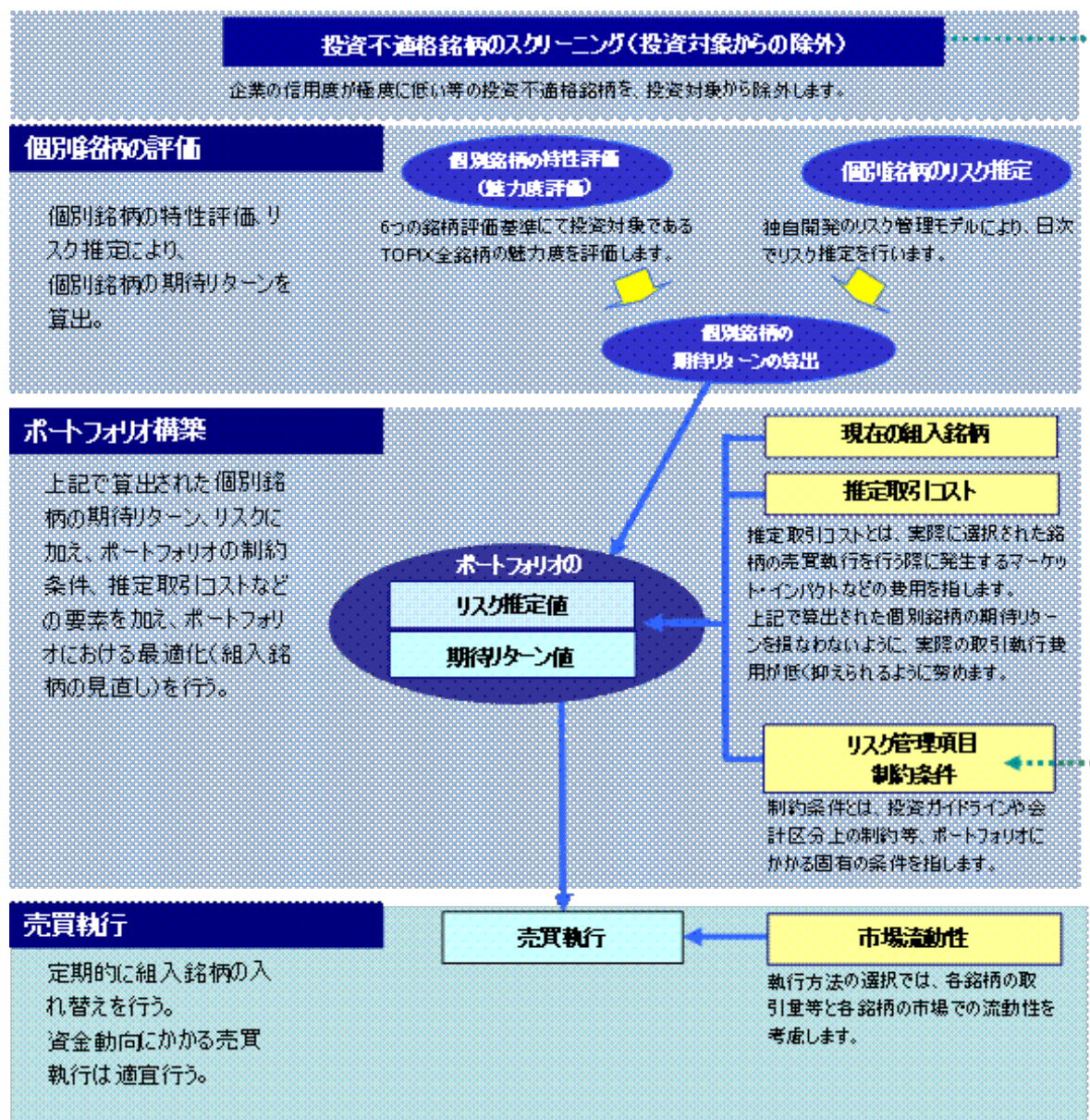


本書上、リスク管理とは、ベンチマークの収益率と本ファンドの収益率との乖離の散らばり具合を、一定の範囲に留めることを目指すことです。乖離幅がかかる一定の範囲におさまることを保証するものではなく、また、必ずしもリスクの低減を目的とするものではありません。

上記は現行モデルに基づくものであり、計量モデルの改良・更新は継続的、恒常的に行われています。上記がその目的を達成できる保証があるわけではありません。

d. 運用プロセス

- 経済理論や金融理論を背景とした経済合理性を追求した計量モデルを採用しています。
- 計量モデルを用いることで、約1,700銘柄に及ぶ多数の銘柄を、複数の銘柄評価基準を用いて分析し、これらを基に最も魅力的と思われるポートフォリオを構築します。
- ベンチマークであるTOPIX（東証株価指数）（配当なし）を上回る収益を追求します。



上記は現行モデルに基づくものであり、計量モデルの改良・更新は継続的、恒常的に行われています。上記がその目的を達成できる保証があるわけではありません。

- e. 多様な視点からの銘柄評価に基づき、安定した付加価値を追求します。

銘柄選択の6つの評価基準

(1) 割安度（バリュース）

企業の会計指標と現在の株価を比較して、割安な銘柄を選別します。

(4) 経営の質（マネジメント）

企業の経営・財務戦略を包括的に評価し、利益予想が的確に行われているなどの特徴をもつ企業を選別します。

(2) 市場の評価（センチメント）

調査機関による業績予想を評価し、業績予想が上方修正された銘柄を選別します。

(5) 収益性

資本を有効に活用して収益を上げている銘柄を選別します。

(3) 株価の勢い（モメンタム）

過去の一定期間において、株価の推移が他の銘柄と比較して堅調な銘柄を選別します。

(6) 利益の質（クオリティ）

キャッシュ・フローを伴うなど利益の質の高い銘柄を選別します。



インデックス・プラスは6つの銘柄評価基準によって、個別銘柄選択を行います。

多様な視点から銘柄を評価することによって、様々な市場局面でも安定した付加価値を追求します。

上記の6つの銘柄評価基準は、ゴールドマン・サックス・アセット・マネジメントの計量投資戦略グループの独自開発の計量モデルによるものです。上記は現行モデルに基づくものであり、計量モデルの改良・更新は継続的、恒常的に行われています。上記がその目的を達成できる保証があるわけではありません。

(2) 【投資対象】

(a) 投資の対象とする資産の種類（信託約款第20条）

この信託において投資の対象とする資産の種類は、次に掲げるものとします。

1. 次に掲げる特定資産（「特定資産」とは、投資信託法第2条第1項で定めるものをいいます。以下同じ。）

- イ. 有価証券
- ロ. デリバティブ取引に係る権利（金融商品取引法第2条第20項に規定するものをいい、信託約款第30条、第31条および第32条に定めるものに限りま。）
- ハ. 金銭債権
- ニ. 約束手形（金融商品取引法第2条第1項第15号に掲げるものを除きます。）

2. 次に掲げる特定資産以外の資産

- イ. 為替手形

(b) 投資対象有価証券（信託約款第21条第1項）

委託会社は、信託金を、主としてマザーファンド受益証券および次の有価証券（金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を除きます。）に投資することを指図します。

1. 株券または新株引受権証書
2. 国債証券
3. 地方債証券
4. 特別の法律により法人の発行する債券
5. 社債券（新株引受権証券と社債券とが一体となった新株引受権付社債券（以下「分離型新株引受権付社債券」といいます。）の新株引受権証券を除きます。）
6. 資産の流動化に関する法律に規定する特定社債券（金融商品取引法第2条第1項第4号で定めるものをいいます。）
7. 特別の法律により設立された法人の発行する出資証券（金融商品取引法第2条第1項第6号で定めるものをいいます。）
8. 協同組織金融機関の優先出資に関する法律に規定する優先出資証券（金融商品取引法第2条第1項第7号で定めるものをいいます。）

9. 資産の流動化に関する法律に規定する優先出資証券または新優先出資引受権を表示する証券（金融商品取引法第2条第1項第8号で定めるものをいいます。）
10. 資産の流動化に関する法律に規定する特定目的信託の受益証券（金融商品取引法第2条第1項第13号で定めるものをいいます。）
11. コマーシャル・ペーパー
12. 新株引受権証券（分離型新株引受権付社債券の新株引受権証券を含みます。以下同じ。）および新株予約権証券
13. 外国または外国の者の発行する証券または証書で、前第2号から第12号までの証券または証書の性質を有するもの
14. 投資信託または外国投資信託の受益証券（金融商品取引法第2条第1項第10号で定めるものをいいます。）
15. 投資証券もしくは投資法人債券または外国投資証券（金融商品取引法第2条第1項第11号で定めるものをいいます。）
16. 外国貸付債権信託受益証券（金融商品取引法第2条第1項第18号で定めるものをいいます。）
17. オプションを表示する証券または証書（金融商品取引法第2条第1項第19号で定めるものをいい、有価証券に係るものに限りまゝ。）
18. 預託証書（金融商品取引法第2条第1項第20号で定めるものをいいます。）
19. 外国法人が発行する譲渡性預金証書
20. 貸付債権信託受益権であって金融商品取引法第2条第1項第14号で定める受益証券発行信託の受益証券に表示されるべきもの
21. 外国の者に対する権利で前号の有価証券の性質を有するもの。
22. 指定金銭信託の受益証券（金融商品取引法第2条第1項第14号で定める受益証券発行信託の受益証券に限りまゝ。）
23. 抵当証券（金融商品取引法第2条第1項第16号で定めるものをいいます。）

なお、1. の証券または証書、13. ならびに18. の証券または証書のうち1. の証券または証書の性質を有するものを以下「株式」といい、2. から6. までの証券および13. ならびに18. の証券または証書のうち2. から6. までの証券または証書の性質を有するものを以下「公社債」といい、14. の証券および15. の証券を以下「投資信託証券」といいます。

(c) 有価証券以外の投資対象（信託約款第21条第2項および第3項）

委託会社は、信託金を、上記(b)の有価証券のほか、次に掲げる金融商品（金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を含みます。）により運用することを指図することができます。

1. 預金
2. 指定金銭信託（金融商品取引法第2条第1項第14号に規定する受益証券発行信託を除きます。）
3. コール・ローン
4. 手形割引市場において売買される手形
5. 貸付債権信託受益権であって金融商品取引法第2条第2項第1号で定めるもの
6. 外国の者に対する権利で前号の権利の性質を有するもの

上記(b)の規定にかかわらず、この信託の設定、解約、償還、投資環境の変動等への対応等、委託会社が運用上必要と認めるときには、委託会社は、信託金を、上記1. ないし6. に掲げる金融商品により運用することの指図ができます。

(d) その他の取引の指図

委託会社は、以下の取引の指図をすることができます。

1. 信託財産の効率的な運用に資するため、信用取引により株券を売り付けることの指図をすること。なお、当該売り付けの決済については、株券の引渡しまたは買戻しにより行うことの指図をすることができるものとします。
2. 信託財産で保有する有価証券を信用取引の委託保証金の代用として差入れることの指図をすること。
3. 信託財産の効率的な運用に資するため、信託財産の計算においてする信託財産に属さない有価証券または借入れた有価証券を売り付けることの指図をすること。なお、当該売付の決済については、売り付けた有価証券の引渡しまたは買戻しにより行うことの指図をすることができるものとします。
4. 信託財産の効率的な運用に資するため、有価証券の借入れの指図をすること。
5. 信託財産に属する資産の効率的な運用に資するため、ならびに価格変動リスクおよび為替変動リスクを回避するため、日本の金融商品取引所等における有価証券先物取引（金融商品取引法第28条第8項第3号イに掲げるものをいいます。以下同じ。）、有価証券指数等先物取引（金融商品取引法第28条第8項第3号ロに掲げるものをいいます。以下同じ。）、および有価証券オプション取引（金融商品取引法第28条第8項第3号ハに掲げるものをいいます。以下同じ。）ならびに外国の取引所等におけるこれらの取引と類似の取引（なお、選択権取引は、オプション取引に含めて取り扱うものとします（以下同じ。）。）、日本の取引所等における通貨に係る先物取引およびオプション取引ならびに外国の取引所等における通貨に係る先物取引およびオプション取引、ならびに日本の取引所等における金利に係る先物取引およびオプション取引ならびに外国の取引所等におけるこれらの取引と類似の取引を行うことの

指図をすること。

6. 信託財産に属する資産の効率的な運用に資するため、ならびに価格変動リスクおよび為替変動リスクを回避するため、異なった通貨、異なった受取金利または異なった受取金利とその元本を一定の条件のもとに交換する取引（以下「スワップ取引」といいます。）を行うことの指図をすること。
7. 信託財産に属する資産の効率的な運用に資するため、ならびに価格変動リスクおよび為替変動リスクを回避するため、金利先渡取引および為替先渡取引を行うことの指図をすること。
8. 信託財産の効率的な運用に資するため、信託財産に属する株式および公社債につき貸付の指図をすること。
9. 信託財産の効率的な運用に資するため、ならびに信託財産に属する外貨建資産の額とマザーファンドの信託財産に属する外貨建資産のうち信託財産に属するとみなした額との合計額についての為替変動リスクを回避するため、外国為替の売買の予約を指図すること。

なお、委託会社は、信託財産の効率的な運用および運用の安定性をはかるため、信託財産における特定の資産につき、有価証券の借入れ、スワップ取引、金利先渡取引、為替先渡取引、為替予約取引、資金の借入れその他の取引により信託財産の負担する債務を担保するため、日本法または外国法に基づく担保権の設定（現金を預託して相殺権を与えることを含みます。）の指図をすることができ、また、これに伴い適用法上当該担保権の効力を発生させ、または対抗要件を具備するために必要となる契約の締結、登記、登録、引渡しその他一切の行為を行うことの指図をすることができます。

担保権の設定に要する費用は、受益者の負担とし、信託財産中より支弁します。

（注）本書において「金利先渡取引」は、当事者間において、あらかじめ将来の特定の日（以下「決済日」といいます。）における決済日から一定の期間を経過した日（以下「満期日」といいます。）までの期間に係る国内または海外において代表的利率として公表される預金契約または金銭の貸借契約に基づく債権の利率（以下「指標利率」といいます。）の数値を取り決め、その取り決めに係る数値と決済日における当該指標利率の現実の数値との差にあらかじめ元本として定めた金額および当事者間で約定した日数を基準とした数値を乗じた額を決済日における当該指標利率の現実の数値で決済日における現在価値に割り引いた額の金銭の授受を約する取引をいいます。

本書において「為替先渡取引」は、当事者間において、あらかじめ決済日から満期日までの期間に係る為替スワップ取引（同一の相手方との間で直物外国為替取引および当該直物外国為替取引と反対売買の関係に立つ先物外国為替取引を同時に約定する取引をいいます。）のスワップ幅（当該直物外国為替取引に係る外国為替相場と当該先物外国為替取引に係る外国為替相場との差を示す数値をいいます。）を取り決め、その取り決めに係るスワップ幅から決済日における当該為替スワップ取引の現実のスワップ幅を差し引いた値にあらかじめ元本として定めた金額を乗じた額を決済日における指標利率の数値で決済日における現在価値に割り引いた額の金銭またはその取り決めに係るスワップ幅から決済日における当該為替スワップ取引の現実のスワップ幅を差し引いた値にあらかじめ元本として定めた金額を乗じた金額とあらかじめ元本として定めた金額について決済日を受渡日として行った先物外国為替取引を決済日における直物外国為替取引で反対売買したときの差金に係る決済日から満期日までの利息とを合算した額を決済日における指標利率の数値で決済日における現在価値に割り引いた額の金銭の授受を約する取引をいいます。

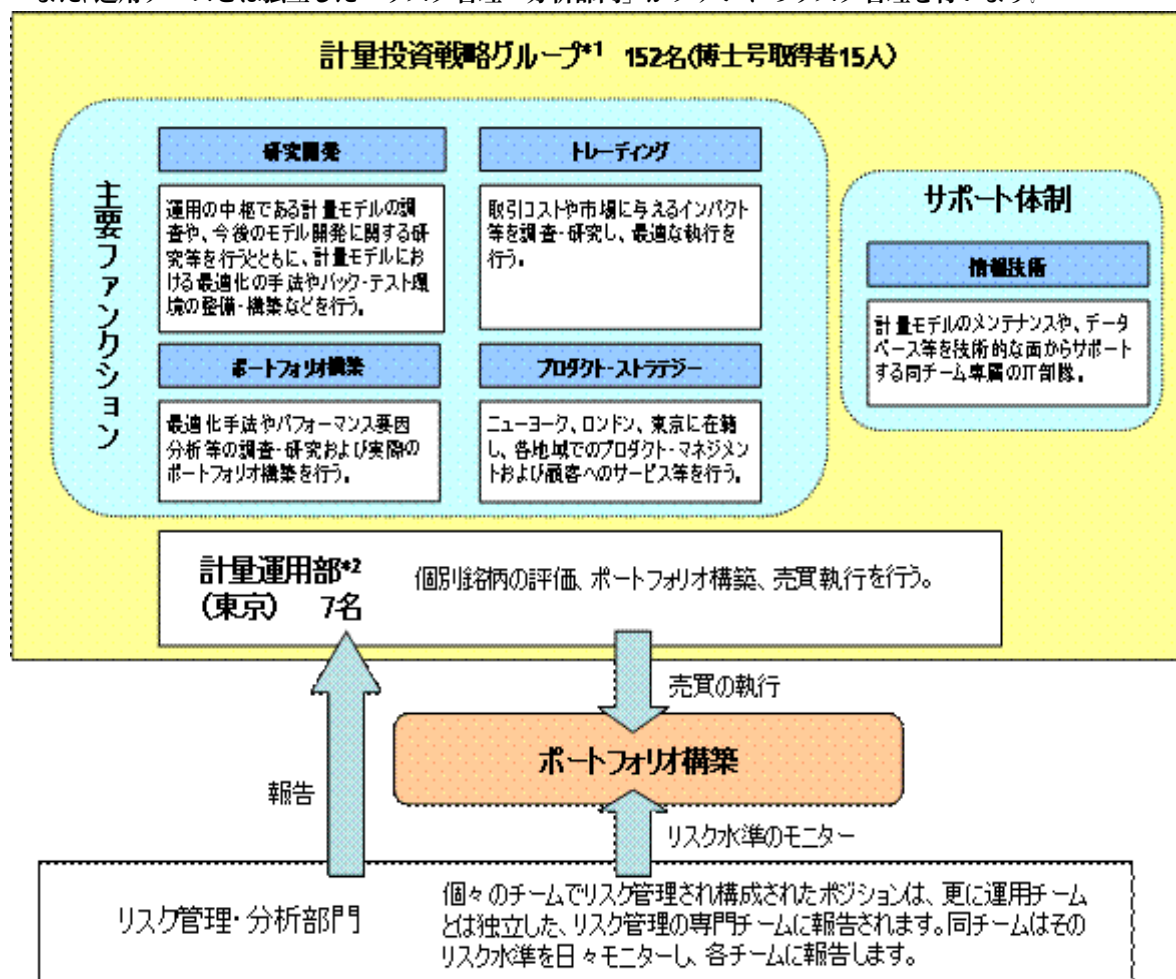
受託銀行は、受益者の保護に支障を生じることがないものであり、かつ信託業法、投資信託法ならびに関連法令に反しない場合には、委託会社の指図により、受託銀行および受託銀行の利害関係人（金融機関の信託業務の兼営等に関する法律にて準用する信託業法第29条第2項第1号に規定する利害関係人をいいます。）、信託約款に定める信託業務の委託先およびその利害関係人または受託銀行における他の信託財産との間で、上記(a)および(b)に定める資産への投資を、信託業法、投資信託法ならびに関連法令に反しない限り行うことができます。かかる取扱い、本(d)その他信託約款に規定される場合における委託会社の指図による取引についても同様とします。

（3）【運用体制】

a. 組織

本ファンドの運用は、委託会社の計量運用部（東京）が担当します。計量運用部は、ゴールドマン・サックス・アセット・マネジメントの計量投資戦略グループの一員であり、共に連携を取りながら研究・開発を継続的に実施しています。

また、運用チームとは独立した「リスク管理・分析部門」がファンドのリスク管理を行います。



2009年7月現在

*1 委託会社グループであるゴールドマン・サックス・アセット・マネジメントの組織。

*2 委託会社であるゴールドマン・サックス・アセット・マネジメント株式会社所属であり、計量投資戦略グループの在東京組織。

(注1) リスク管理とは、ベンチマークの収益率と本ファンドの収益率との乖離の散らばり具合を、一定の範囲に留めることを目指すことです。乖離幅がかかる一定の範囲におさまることを保証するものではなく、また、必ずしもリスクの低減を目的とするものではありません。

(注2) 上記運用体制およびリスク管理体制は、将来変更される場合があります。

<ご参考> 計量投資戦略グループのご紹介

計量投資戦略グループは、実務と学術の両面に経験が豊かな多数の人員で構成されており、計量モデルの研究・開発に注力しています。

当グループが運用を担当する商品は長く堅調な実績を有しております。

計量投資戦略グループ：152名（博士号取得者15名）

（うち、委託会社 計量運用部所属：7名）

（2009年7月末現在）

投資哲学

市場における効率性は完全なものではなく、従って伝統的なファンダメンタル分析と洗練された計量的なモデリングの融合による計量的アプローチを継続的に用いるならば、アクティブ運用による付加価値の獲得は可能であると考えます。

運用資産残高

合計：約5兆8,270億円

（日本株、米国株、欧州株等を含む全運用資産）

2009年6月末現在。1米ドル＝96.01円換算。

b. 運用体制に関する社内規則等

ファンドの運用に関する社内規則として、ポートフォリオ・マネジャーが遵守すべき服務規程のほか、有価証券などの売買執行基準およびその遵守手続きなどに関して取扱い基準を設けることにより、法令遵守の徹底を図るとともに、利益相反となる取引、インサイダー取引等を防止し、かつ売買執行においては最良執行に努めています。

c. 内部管理体制

委託会社は、リスク検討委員会を設置しています。リスク検討委員会は、委託会社の運用に関する業務において、適用法令、協会規則、投資信託約款、顧客との運用ガイドラインを遵守するとともに、善良なる管理者としての注意義務および忠実義務の観点から委託者としての責任を遵守するという目的のため、必要な報告聴取、調査、検討、決定等を行うことができます。

（４）【分配方針】

年２回決算を行い、毎計算期末（毎年３月20日および９月20日。ただし、休業日の場合は翌営業日。）に原則として以下の方針に基づき収益分配を行います。

- ① 分配対象額の範囲は、経費控除後の利子・配当等収益および売買損益（評価損益を含みます。）等の範囲内とします。
- ② 分配金額は、委託会社が収益分配方針に従って、基準価額水準、市場動向等を勘案して決定します。ただし、基準価額水準、市場動向等によっては分配を行わないこともあります。また、基準価額が当初元本（１万口＝１万円）を下回る場合においても分配を行うことがあります。
- ③ 収益分配にあてず信託財産内に留保した利益については、特に制限を設けず、元本部分と同様に運用の基本方針に基づき運用を行います。

※ 分配金受取りコースの場合、分配金は、原則として計算期間終了日から起算して５営業日までに、販売会社を通じて支払いを開始します。

※ 分配金再投資コースの場合、収益分配金は、税金を差引いた後各計算期間終了日の基準価額により無手数料で全額自動的に再投資されます。なお、確定拠出年金にかかる運用の場合には、適用される税制にしたがい再投資されます。

※ 分配金再投資コースの場合で、収益分配金の受取りをご希望の方は、販売会社によっては再投資を中止することを申し出ることができません。詳しくは販売会社までお問い合わせください。

（５）【投資制限】

本ファンドは、以下の投資制限に従います。

（a）信託約款の「運用の基本方針」に定める投資制限

- １．同一銘柄の株式への実質投資割合は、原則として、取得時において信託財産の純資産総額の10%以下とします。ただし、ベンチマークにおける同一銘柄の構成比率と同程度の比率となることを目的として、同一銘柄に対し上記割合を超える投資を行うことがあります。
- ２．同一銘柄の新株引受権証券および新株予約権証券への実質投資割合は、取得時において信託財産の純資産総額の10%以下とします。
- ３．同一銘柄の転換社債、ならびに新株予約権付社債のうち会社法第236条第1項第3号の財産が当該新株予約権付社債についての社債であって当該社債と当該新株予約権がそれぞれ単独で存在し得ないことをあらかじめ明確にしているもの（以下会社法施行前の旧商法第341条ノ3第1項第7号および第8号の定めがある新株予約権付社債を含め「転換社債型新株予約権付社債」といいます。）への実質投資割合は、取得時において信託財産の純資産総額の10%以下とします。
- ４．投資信託証券（マザーファンドの受益証券を除きます。）への実質投資割合は、信託財産の純資産総額の５%以下とします。
- ５．新株引受権証券および新株予約権証券への実質投資割合は、信託財産の純資産総額の10%以下とします。
- ６．外貨建資産への実質投資割合は、信託財産の純資産総額の30%以下とします。
- ７．株式以外の資産への実質投資割合は、原則として信託財産総額の50%以下とします。

「実質投資割合」とは、投資対象である有価証券につき、本ファンドの信託財産に属する有価証券の時価総額とマザーファンドの信託財産に属する有価証券のうち本ファンドの信託財産に属するとみなした額との合計額の本ファンドの信託財産の純資産総額に対する割合をいいます。

（b）信託約款上のその他の投資制限**１．信用取引の指図および範囲（信託約款第27条）**

信用取引の指図は、売り付けにかかる建玉の時価総額が信託財産の純資産総額の範囲内である場合においてできるものとします。

信託財産の一部解約等の事由により上記の売り付けにかかる建玉の時価総額が信託財産の純資産総額を超えることとなった場合には、委託会社は速やかに、その超える額に相当する売り付けの一部を決済するための指図をするものとします。

2. 有価証券の空売りの指図および範囲（信託約款第28条）

信託財産に属さない有価証券または借入れた有価証券を売り付けることの指図は、当該売り付けにかかる有価証券の時価総額が信託財産の純資産総額の範囲内である場合においてできるものとします。

信託財産の一部解約等の事由により、上記の売り付けにかかる有価証券の時価の総額が信託財産の純資産総額を超えることとなった場合には、委託会社は速やかに、その超える額に相当する売り付けの一部を決済するための指図をするものとします。

3. 有価証券の借入れの指図および範囲（信託約款第29条）

有価証券の借入れの指図は、当該借入れにかかる有価証券の時価総額が信託財産の純資産総額の範囲内である場合においてできるものとします。なお、当該有価証券の借入れを行うにあたり担保の提供が必要と認めたときは、担保の提供の指図を行うものとします。

信託財産の一部解約等の事由により、上記の借入れにかかる有価証券の時価の総額が信託財産の純資産総額を超えることとなった場合には、委託会社は速やかに、その超える額に相当する借入れた有価証券の一部を決済するための指図をするものとします。

上記の借入れにかかる品借料は信託財産中から支弁します。

4. スワップ取引の運用指図（信託約款第31条）

スワップ取引の指図にあたっては、当該取引の契約期限が、原則として本ファンドの信託期間を超えないものとします。ただし、当該取引が当該信託期間内で全部解約が可能なものについてはこの限りではありません。

スワップ取引の評価は、当該取引契約の相手方が市場実勢金利等をもとに算出した価額で評価するものとします。

委託会社は、スワップ取引を行うにあたり担保の提供あるいは受入れが必要と認めたときは、担保の提供あるいは受入れの指図を行うものとします。

5. 金利先渡取引および為替先渡取引の運用指図（信託約款第32条）

金利先渡取引および為替先渡取引の指図にあたっては、当該取引の決済日が、原則として本ファンドの信託期間を超えないものとします。ただし、当該取引が当該信託期間内で全部解約が可能なものについてはこの限りではありません。

金利先渡取引および為替先渡取引の評価は、当該取引契約の相手方が市場実勢金利等をもとに算出した価額で評価するものとします。

委託会社は、金利先渡取引および為替先渡取引を行うにあたり担保の提供あるいは受入れが必要と認めたときは、担保の提供あるいは受入れの指図を行うものとします。

6. 有価証券の貸付の指図および範囲（信託約款第33条）

株式の貸付は、貸付時点において、貸付株式の時価合計額が、信託財産で保有する株式の時価合計額の50%を超えないものとします。公社債の貸付は、貸付時点において、貸付公社債の額面金額の合計額が、信託財産で保有する公社債の額面金額の50%を超えないものとします。

上記に定める限度額を超えることとなった場合には、委託会社は速やかに、その超える額に相当する契約の一部の解約を指図するものとします。

委託会社は、有価証券の貸付にあたって必要と認めたときは、担保の受入れの指図を行うものとします。

7. 特別の場合の外貨建有価証券への投資制限（信託約款第35条）

外貨建有価証券への投資については、日本の国際収支上の理由等により特に必要と認められる場合には、制約されることがあります。

8. 外国為替予約の運用指図（信託約款第36条）

委託会社は、信託財産の効率的な運用に資するため、ならびに信託財産に属する外貨建資産の額とマザーファンドの信託財産に属する外貨建資産のうち信託財産に属するとみなした額との合計額についての為替変動リスクを回避するため、外国為替の売買の予約を指図することができます。

かかる予約取引の指図は、信託財産にかかる為替の買予約の合計額と売予約の合計額との差額につき円換算した額が、信託財産の純資産総額を超えないものとします。ただし、信託財産に属する外貨建資産の額とマザーファンドの信託財産に属する外貨建資産のうち信託財産に属するとみなした額との合計額の為替変動リスクを回避するためにする当該予約取引の指図については、この限りではありません。かかる限度額を超えることとなった場合には、委託会社は所定の期間内に、その超える額に相当する為替予約の一部を解消するための外国為替の売買の予約取引の指図をするものとします。信託財産に属するとみなした額とは、信託財産に属するマザーファンドの時価総額にマザーファンドの信託財産の純資産総額に占める外貨建資産の時価総額の割合を乗じて得た額

をいいます。

9. 資金の借入れ（信託約款第43条）

委託会社は、信託財産の効率的な運用ならびに運用の安定性をはかるため、一部解約に伴う支払資金の手当て（一部解約に伴う支払資金の手当てのために借入れた資金の返済を含みます。）を目的として、または再投資にかかる収益分配金の支払資金の手当てを目的として、資金借入れ（コール市場を通じる場合を含みます。）の指図をすることができ、また法令上可能な限度において融資枠の設定を受けることを指図することができます。なお、当該借入金をもって有価証券等の運用は行わないものとします。

一部解約に伴う支払資金の手当てにかかる借入期間は、受益者への解約代金支払開始日から信託財産で保有する有価証券等の売却代金の受渡日までの間または受益者への解約代金支払開始日から信託財産で保有する有価証券等の解約代金入金日までの間もしくは受益者への解約代金支払開始日から信託財産で保有する有価証券等の償還金の入金日までの期間が5営業日以内である場合のその期間とし、資金借入額は当該有価証券等の売却代金、解約代金および償還金の合計額を限度とします。

収益分配金の再投資にかかる借入期間は信託財産から収益分配金が支弁される日からその翌営業日までとし、資金借入額は収益分配金の再投資額を限度とします。

借入金の利息および融資枠の設定に要する費用は信託財産中より支弁します。

(c) その他の法令上の投資制限

委託会社は、運用財産に関し、金利、通貨の価格、金融商品市場における相場その他の指標に係る変動その他の理由により発生し得る危険に対応する額としてあらかじめ委託会社が定めた合理的な方法により算出した額が当該運用財産の純資産額を超えることとなる場合において、デリバティブ取引（新株予約権証券又はオプションを表示する証券若しくは証書に係る取引及び選択権付債券売買を含みます。）を行い、又は継続することを内容とした運用を行うことを受託銀行に指示することはできません（金融商品取引業等に関する内閣府令第130条第1項第8号）。

3【投資リスク】

(1) 投資リスク

本ファンドへの投資には、一定のリスクを伴います。本ファンドの購入申込者は、以下に掲げる本ファンドに関するリスクおよび留意点を十分にご検討いただく必要があります。なお、以下に記載するリスクおよび留意点は、本ファンドに関わるすべてのリスクおよび留意点を完全に網羅しないことにつき、ご留意下さい。

(a) 元本変動リスク

本ファンドへの投資には、資産価値に影響を及ぼす様々なリスクが伴いますので、基準価額が投資元本を下回る可能性があります。したがって、元金は保証されていません。

主なリスクとして以下のものが挙げられます。

1. 株式投資リスク（価格変動リスク・信用リスク）

本ファンドは、日本株式を主要な投資対象としますので、本ファンドへの投資には、株式投資にかかる価格変動等の様々なリスクが伴うことになります。

本ファンドの基準価額は、株式等の組入有価証券の値動きにより大きく変動することがあり、元金が保証されているものではありません。特に日本株式の下降局面では本ファンドの基準価額は大きく下落する可能性が高いと考えられます。

一般には株価は、個々の企業の活動や一般的な市場・経済の状況に応じて変動します。したがって、本ファンドに組入れられる株式の価格は短期的または長期的に下落していく可能性があります。現時点において価格が上昇傾向であっても、その傾向が今後も継続する保証はありません。また、発行企業が経営不安、倒産等に陥った場合には、投資資金が回収できなくなることもあります。

2. 株式の流動性リスク

本ファンドの投資対象には、流動性の低い株式も含まれております。このような株式への投資は、ボラティリティ（価格変動率）が比較的高く、また流動性の高い株式に比べ、市況によっては大幅な安値での売却を余儀なくされる可能性があることから、大きなリスクを伴います。

3. アクティブ運用に関するリスク

本ファンドは、ベンチマーク（評価基準）に対する連動性を追求するいわゆるインデックス・ファンドではなく、ベンチマークであるTOPIX（東証株価指数）（配当なし）との連動性を維持しながらも、付加価値の追求を目指してアクティブ運用を行うため、本ファンドの実際の運用成果は、ベンチマークを下回ることがあります。

4. 取引先に関するリスク

有価証券の貸付、為替取引、先物取引、余資運用等において、相手先の決済不履行リスクや信用リスクが伴います。

(b) 解約申込みに伴う基準価額の下落に関わる留意点

短期間に相当金額の解約申込みがあった場合には、解約資金を手当てするため組入有価証券を市場実勢より大幅に安い価格で売却せざるを得ないことがあります。この場合、基準価額が下落する要因となります。また、解約資金を手当てするため、資金借入れの指図を行った場合、当該借入金の利息は信託財産から支払われます。

(c) 計量運用に関わる留意点

本ファンドは、ゴールドマン・サックス・アセット・マネジメントの計量リスク管理モデルまたは計量モデルを用いて運用を行います。計量モデルは仮説に基づき構成されたものであり、市場動向は必ずしもこの仮説と同様の動きを示さない場合があります。このような場合には、本ファンドの基準価額に影響を及ぼす可能性があります。

(d) 資産規模に関わる留意点

本ファンドの資産規模によっては、本書で説明するような投資が効率的にできない場合があります。その場合には、適切な資産規模の場合と比較して収益性が劣る可能性があります。

(e) ファミリーファンド方式に関わる留意点

本ファンドはファミリーファンド方式で運用を行います。そのため、本ファンドが投資対象とするマザーファンドを投資対象とする他のベビーファンドに追加設定・解約等に伴う資金変動等があり、その結果、マザーファンドにおいて売買等が生じた場合等には、本ファンドの基準価額に影響が及ぶ場合があります。

(f) ベンチマーク（評価基準）に関わる留意点

本ファンドは、TOPIX（東証株価指数）（配当なし）をベンチマークとして運用を行い、これを上回るパフォーマンスを目指しますが、実際のパフォーマンスは、ベンチマークを下回ることがあります。また、ベンチマークとするインデックスが下落する局面においては、一般にファンドの基準価額も下落する傾向があります。

(g) 法令・税制・会計等の変更可能性に関わる留意点

法令・税制・会計等に変更される可能性があります。

(h) お買付およびご換金の制限に関わる留意点

金融商品取引所における取引の停止、外国為替取引の停止その他合理的な事情(コンピューターの誤作動等により決済が不能となった場合、基準価額の計算が不能となった場合、計算された基準価額の正確性に合理的な疑いが生じた場合等を含みます。)があるときは、お買付およびご換金の受付を中止またはすでに受付けたお買付およびご換金のお申込みを取消し（ご換金の場合は取消または保留）させていただくことがあります。

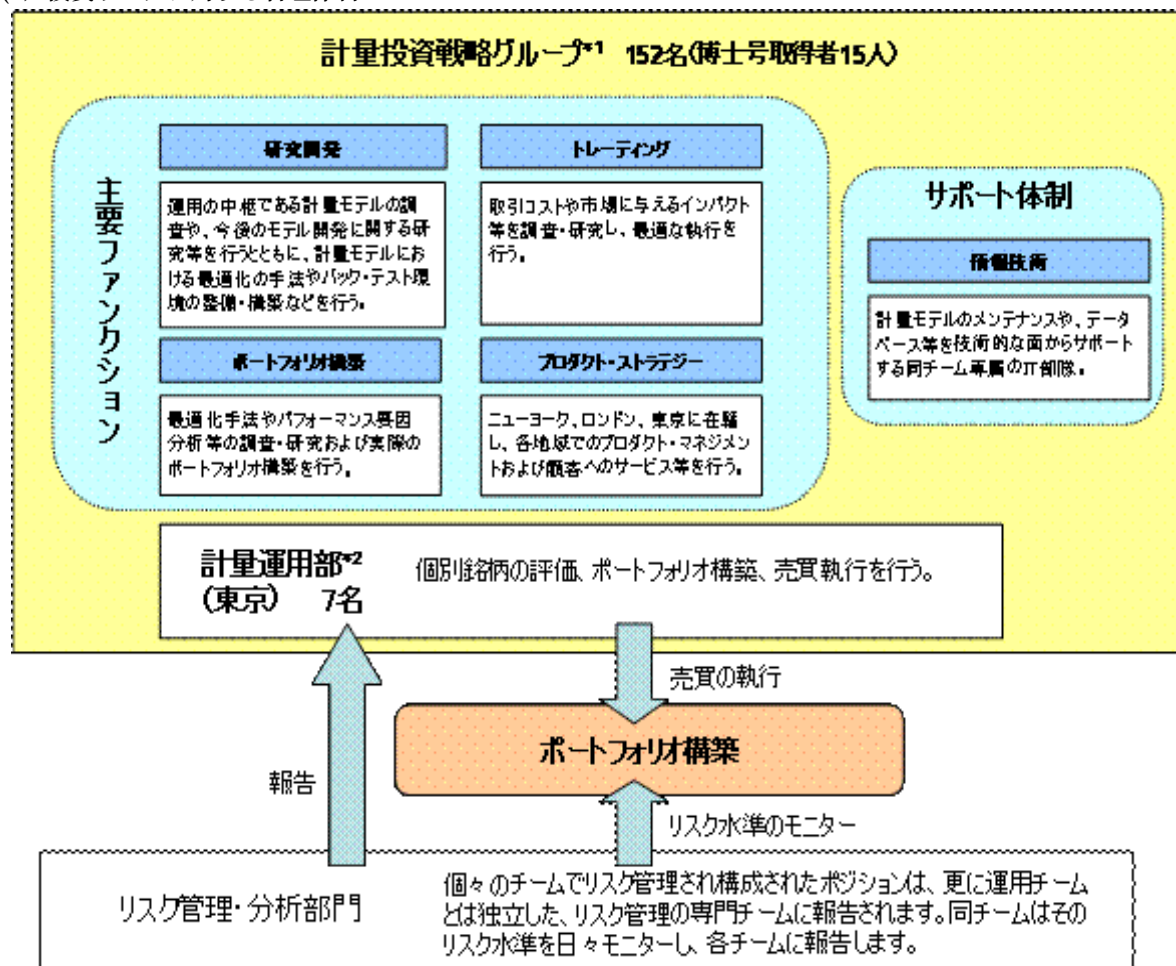
この場合、ご換金については、受益者は当該中止または保留以前に行った当日のご換金のお申込みを撤回できます。ただし、受益者がそのご換金のお申込みを撤回しない場合には、ご換金代金は、当該中止または保留を解除した後の最初の基準価額の計算日をご換金のお申込日として計算された価額とします。

(i) その他の留意点

収益分配金・一部解約金・償還金の支払いはすべて販売会社を通じて行われます。それぞれの場合においてその金額が販売会社に対して支払われた後は、委託会社は受益者への支払いについての責任を負いません。

委託会社は、販売会社とは別法人であり、委託会社は設定・運用について、販売会社は販売(お買付代金の預り等を含みます。)について、それぞれ責任を有し、互いに他について責任を有しません。

(2) 投資リスクに対する管理体制



2009年7月現在

*1 委託会社グループであるゴールドマン・サックス・アセット・マネジメントの組織。

*2 委託会社であるゴールドマン・サックス・アセット・マネジメント株式会社所属であり、計量投資戦略グループの在東京組織。

(注1) リスク管理とは、ベンチマークの収益率と本ファンドの収益率との乖離の散らばり具合を、一定の範囲に留めることを目指すことです。乖離幅がかかる一定の範囲におさまることを保証するものではなく、また、必ずしもリスクの低減を目的とするものではありません。

(注2) 上記運用体制およびリスク管理体制は、将来変更される場合があります。

4【手数料等及び税金】

（１）【申込手数料】

- (a) 2.625%（税込）を上限として販売会社がそれぞれ定める申込手数料率を取得申込日の基準価額に乗じて得た額が申込手数料となります。詳しくは、販売会社または下記の照会先までお問い合わせください。申込手数料は、お申込時にご負担いただきます。

ゴールドマン・サックス・アセット・マネジメント株式会社

電話：03（6437）6000（受付時間：営業日の午前９時から午後５時まで）

ホームページ・アドレス：www.gsam.co.jp

- (b) 分配金再投資契約に基づいて収益分配金を再投資する場合には、取得する口数について申込手数料はかかりません。

（２）【換金（解約）手数料】

換金（解約）請求には手数料はかかりません。

（３）【信託報酬等】

以下の支払先が行う本ファンドに関する業務の対価として本ファンドから支払われる信託報酬は、本ファンドの信託財産の計算期間を通じて毎日、本ファンドの信託財産の純資産総額に年率1.05%（税込）を乗じて得た額とします。委託会社、受託銀行および販売会社間の配分については以下のとおりとします。なお、販売会社の間における配分については、販売会社の取扱いにかかる純資産総額に応じて決められます。

委託会社	販売会社	受託銀行
年率0.4725%（税込）	年率0.5250%（税込）	年率0.0525%（税込）

信託報酬は、毎計算期末または信託終了のとき信託財産中から支払われます。委託会社および販売会社の報酬は本ファンドから委託会社に対して支払われ、販売会社の報酬は委託会社より販売会社に対して支払われます。受託銀行の報酬は本ファンドから受託銀行に対して支払われます。

（４）【その他の手数料等】

本ファンドから支払われる費用には以下のものがあります（ただし、これらに限定されるものではありません。）。

- (a) 株式等の売買委託手数料、先物取引やオプション取引等に要する費用
- (b) 外貨建資産の保管費用
- (c) 借入金の利息、融資枠の設定に要する費用、受託銀行等の立替えた立替金の利息
- (d) 信託財産に関する租税
- (e) その他信託事務の処理等に要する諸費用（監査費用、法律顧問・税務顧問への報酬、印刷費用、郵送費用、公告費用、格付費用等を含みます。また、マザーファンドに関連して生じた諸費用のうちマザーファンドにおいて負担せずかつ委託会社の合理的判断により本ファンドに関連して生じたと認めるものを含みます。）

上記(a)から(d)記載の費用・税金については、ファンドより実費として間接的にご負担いただきますが、運用状況等により変動するものであり、事前に料率、上限額等を表示することができません。また、委託会社は、上記(e)記載の諸費用の支払を信託財産のために行い、その金額をあらかじめ合理的に見積もったうえで、信託財産の純資産総額の年率0.05%相当額を、かかる諸費用の合計額とみなして本ファンドより受領します。ただし、委託会社は、信託財産の規模等を考慮して、信託の設定時または期中に、随時かかる諸費用の年率を見直し、0.05%を上限としてこれを変更することができます。

上記(e)記載の諸費用の額は、本ファンドの計算期間を通じて毎日、前営業日の信託財産の純資産総額に応じて計上されます。かかる諸費用は、毎計算期末または信託終了のとき、信託財産中から委託会社に対して支払われます。

(5) 【課税上の取扱い】

収益分配時・換金時・償還時に受益者が負担する税金は本書提出日現在、以下のとおりです。

ただし、税法が改正された場合には、下記の内容が変更になることがあります。

個人の受益者の場合^{*1}

時期	項目	税金
収益分配時	所得税および地方税	普通分配金×10% ^{*2}
換金時 (解約請求による場合)	所得税および地方税	譲渡益×10% ^{*2}
償還時	所得税および地方税	譲渡益×10% ^{*2}

※1 法人の受益者の場合については、後記「収益分配金の課税について」「換金時および償還時の課税について」をご覧ください。

※2 2011年12月31日までの期間については、10%（所得税7%、地方税3%）の税率が適用されます。2012年1月1日以降は、20%（所得税15%、地方税5%）となります。詳しくは、後記「収益分配金の課税について」「換金時および償還時の課税について」をご覧ください。

上記のほか、申込手数料に対する消費税等相当額をご負担いただきます。

特別分配金は投資元本の一部払戻しとみなされ、非課税扱いとなります。

なお、外国での組入有価証券の取引には、当該外国において税金または費用が課せられることがあります。また、信託報酬および信託財産から支払われる費用等について消費税等が課せられる場合には、当該消費税等相当額は信託財産により負担されます。

また、確定拠出年金の加入者に対しては、確定拠出年金の積立金の運用にかかる税制が適用されます。

本ファンドは、課税上、株式投資信託として取扱われます。

<個別元本について>

- ① 個別元本とは、追加型株式投資信託について、受益者ごとの信託時の受益権の価額等（申込手数料および当該申込手数料にかかる消費税等相当額は含まれません。）をいい、税法上の元本（個別元本）にあたります。
- ② 受益者が同一ファンドの受益権を複数回取得した場合、個別元本は、当該受益者が追加信託を行うつど当該受益者の受益権口数で加重平均することにより算出されます。
- ③ ただし、同一ファンドを複数の販売会社で取得する場合には各販売会社ごとに、個別元本の算出が行われます。また、同一販売会社であっても複数支店等で同一ファンドを取得する場合は当該支店等ごとに、「分配金受取りコース」と「分配金再投資コース」の両コースで取得する場合はコース別に個別元本の算出が行われる場合があります。
- ④ 受益者が特別分配金を受け取った場合、収益分配金発生時にその個別元本から当該特別分配金を控除した額が、その後の当該受益者の個別元本となります。（「特別分配金」については、下記の<収益分配金の課税について>をご参照ください。）

<収益分配金の課税について>

追加型株式投資信託の収益分配金には、課税扱いとなる「普通分配金」と、非課税扱いとなる「特別分配金」（受益者ごとの元本の一部払戻しに相当する部分）の区分があります。

受益者が収益分配金を受け取る際、①当該収益分配金落ち後の基準価額が当該受益者の個別元本と同額の場合または当該受益者の個別元本を上回っていた場合には、当該収益分配金の全額が普通分配金となり、②当該収益分配金落ち後の基準価額が当該受益者の個別元本を下回っていた場合には、その下回る部分の額が特別分配金となり、当該収益分配金から当該特別分配金を控除した額が普通分配金となります。

なお、受益者が特別分配金を受け取った場合、収益分配金発生時にその個別元本から当該特別分配金を控除した額が、その後の当該受益者の個別元本となります。

① 個人の受益者に対する課税

個人の受益者が支払いを受ける収益分配金のうち課税扱いとなる普通分配金については、原則として20%（所得税15%、地方税5%）の税率による源泉分離課税が行われ、確定申告は不要です。しかしながら、確定申告により総合課税（配当控除の適用あり）または申告分離課税のいずれかを選択することもできます。

ただし、特例措置として、2011年12月31日までの間に支払いを受けるべきものについては10%（所得税7%、地方税

3%)の税率が適用されます。所得税法上課税対象となるのは普通分配金のみであり、特別分配金は課税されません。

収益分配金について上場株式等の配当等として確定申告を行う場合(申告分離課税を選択した場合に限ります。)、上場株式等の譲渡による損失(公募株式投資信託の買取差損・解約(償還)差損を含みます。)との損益通算が可能です。

② 法人の受益者に対する課税

法人の受益者が支払いを受ける収益分配金のうち課税扱いとなる普通分配金については、原則として15%(所得税15%)の税率で源泉徴収され法人の受取額となります。

ただし、特例措置として、2011年12月31日までの間に支払いを受けるべきものについては7%(所得税7%)の税率が適用されます。所得税法上課税対象となるのは普通分配金のみであり、特別分配金は課税されません。

なお、益金不算入制度が適用されます。

<換金時および償還時の課税について>

① 個人の受益者に対する課税

換金時および償還時の譲渡益が課税対象となり、原則として20%(所得税15%、地方税5%)の税率による申告分離課税が適用されます。

ただし、特例措置として、2011年12月31日までの間は10%(所得税7%、地方税3%)の税率が適用されます。譲渡益が発生し課税される場合は、源泉徴収選択口座を用いなければ、源泉徴収は行われず、確定申告が必要となります。

また、買取差損益および解約(償還)差損益を含めて上場株式等の譲渡損が発生した場合は、確定申告を行うことにより、上場株式等の配当等(申告分離課税を選択した場合に限ります。)との損益通算が可能です。

② 法人の受益者に対する課税

換金時および償還時の個別元本超過額については、15%(所得税15%)の税率で源泉徴収され法人の受取額となります。

ただし、特例措置として、2011年12月31日までの間は7%(所得税7%)の税率が適用されます。

5【運用状況】

（１）【投資状況】

（2009年９月30日現在）

資産の種類	国名	時価合計（円）	投資比率（％）
親投資信託受益証券	—	13,642,940,685	100.02
現金・預金・その他の資産（負債控除後）	—	△2,488,992	△0.02
合計（純資産総額）	—	13,640,451,693	100.00

（注）投資比率とは、ファンドの純資産総額に対する当該資産の時価比率をいいます。

参考情報

<GS日本株計量運用ポートフォリオ マザーファンド>

（2009年９月30日現在）

資産の種類	国名	時価合計（円）	投資比率（％）
株式	日本	86,759,375,600	98.84
現金・預金・その他の資産（負債控除後）	—	1,017,590,201	1.16
合計（純資産総額）	—	87,776,965,801	100.00

（注）投資比率とは、ファンドの純資産総額に対する当該資産の時価比率をいいます。

（２）【投資資産】

①【投資有価証券の主要銘柄】

（2009年９月30日現在）

順位	国／地域	種類	銘柄名	数量 （口数）	帳簿価額 単価 （円）	帳簿価額金額 （円）	評価額 単価 （円）	評価額金額 （円）	投資 比率 （％）
1	日本	親投資信託 受益証券	GS日本株計量運用ポート フォリオ マザーファンド	15,405,307,910	0.9153	14,101,999,137	0.8856	13,642,940,685	100.02

種類別及び業種別投資比率

（2009年９月30日現在）

種類	投資比率（％）
親投資信託受益証券	100.02
合計	100.02

（注）投資比率とは、ファンドの純資産総額に対する当該資産の時価比率をいいます。

②【投資不動産物件】

（2009年９月30日現在）

該当事項はありません。

③【その他投資資産の主要なもの】

（2009年９月30日現在）

該当事項はありません。

参考情報

< G S日本株計量運用ポートフォリオ マザーファンド >

① 投資有価証券の主要銘柄

(2009年9月30日現在)

順位	国／ 地域	種類	銘柄名	業種	数量 (株式数)	帳簿価額単価 (円)	帳簿価額金額 (円)	評価額単価 (円)	評価額金額 (円)	投資 比率 (%)
1	日本	株式	本田技研工業	輸送用機器	1,250,500	2,296.66	2,871,973,330	2,765.00	3,457,632,500	3.94
2	日本	株式	日本電信電話	情報・通信 業	750,700	3,790.82	2,845,772,600	4,160.00	3,122,912,000	3.56
3	日本	株式	キヤノン	電気機器	734,200	2,842.45	2,086,926,790	3,630.00	2,665,146,000	3.04
4	日本	株式	アステラス製薬	医薬品	627,200	3,080.00	1,931,776,000	3,690.00	2,314,368,000	2.64
5	日本	株式	ソニー	電気機器	849,900	2,010.00	1,708,299,000	2,655.00	2,256,484,500	2.57
6	日本	株式	トヨタ自動車	輸送用機器	575,500	3,050.00	1,755,275,000	3,570.00	2,054,535,000	2.34
7	日本	株式	三井住友フィナン シャルグループ	銀行業	609,500	3,800.00	2,316,100,000	3,130.00	1,907,735,000	2.17
8	日本	株式	損害保険ジャパン	保険業	3,116,000	574.32	1,789,607,000	604.00	1,882,064,000	2.14
9	日本	株式	住友電気工業	非鉄金属	1,561,900	832.00	1,299,500,800	1,174.00	1,833,670,600	2.09
10	日本	株式	三菱UFJフィナン シャル・グループ	銀行業	3,533,000	512.00	1,808,896,000	482.00	1,702,906,000	1.94
11	日本	株式	九州電力	電気・ガス 業	809,700	2,200.00	1,781,340,000	2,035.00	1,647,739,500	1.88
12	日本	株式	アマダ	機械	2,705,000	550.29	1,488,538,000	604.00	1,633,820,000	1.86
13	日本	株式	みずほフィナンシャ ルグループ	銀行業	9,083,600	221.43	2,011,460,000	178.00	1,616,880,800	1.84
14	日本	株式	任天堂	その他製品	69,600	28,990.10	2,017,711,600	23,000.00	1,600,800,000	1.82
15	日本	株式	武田薬品工業	医薬品	400,300	3,612.15	1,445,943,800	3,740.00	1,497,122,000	1.71
16	日本	株式	旭化成	化学	3,221,000	359.00	1,156,339,000	457.00	1,471,997,000	1.68
17	日本	株式	新日本製鐵	鉄鋼	4,482,000	269.00	1,205,658,000	328.00	1,470,096,000	1.67
18	日本	株式	日本郵船	海運業	3,927,000	402.00	1,578,654,000	347.00	1,362,669,000	1.55
19	日本	株式	東京海上ホールディ ングス	保険業	516,300	2,555.00	1,319,146,500	2,600.00	1,342,380,000	1.53
20	日本	株式	麒麟ホールディン グス	食料品	949,000	1,034.84	982,069,000	1,376.00	1,305,824,000	1.49
21	日本	株式	東日本旅客鉄道	陸運業	200,000	5,130.00	1,026,000,000	6,460.00	1,292,000,000	1.47
22	日本	株式	新日本石油	石油・石炭 製品	2,501,000	503.00	1,258,003,000	504.00	1,260,504,000	1.44
23	日本	株式	大日本印刷	その他製品	942,000	910.00	857,220,000	1,236.00	1,164,312,000	1.33
24	日本	株式	大阪瓦斯	電気・ガス 業	3,622,000	318.00	1,151,796,000	315.00	1,140,930,000	1.30
25	日本	株式	三井物産	卸売業	971,000	984.00	955,464,000	1,174.00	1,139,954,000	1.30
26	日本	株式	リコー	電気機器	770,000	1,145.00	881,650,000	1,308.00	1,007,160,000	1.15
27	日本	株式	東海旅客鉄道	陸運業	1,541	607,316.82	935,875,232	645,000.00	993,945,000	1.13
28	日本	株式	横浜銀行	銀行業	2,253,000	453.00	1,020,609,000	440.00	991,320,000	1.13
29	日本	株式	日立製作所	電気機器	3,582,000	273.00	977,886,000	276.00	988,632,000	1.13
30	日本	株式	エヌ・ティ・ティ・ ドコモ	情報・通信 業	6,710	139,417.15	935,489,076	143,400.00	962,214,000	1.10

種類別及び業種別投資比率

国内／外国	業種	投資比率（％）
国内	鉱業	0.02
	建設業	1.39
	食料品	4.57
	繊維製品	0.60
	パルプ・紙	0.02
	化学	5.48
	医薬品	5.51
	石油・石炭製品	1.72
	ゴム製品	0.10
	ガラス・土石製品	0.06
	鉄鋼	3.78
	非鉄金属	2.51
	金属製品	0.44
	機械	3.67
	電気機器	12.15
	輸送用機器	10.16
	精密機器	0.03
	その他製品	4.22
	電気・ガス業	4.84
	陸運業	4.64
	海運業	1.85
	倉庫・運輸関連業	0.03
	情報・通信業	7.90
	卸売業	4.58
	小売業	2.46
	銀行業	8.34
	証券、商品先物取引業	0.97
	保険業	4.09
	その他金融業	0.78
	不動産業	1.09
	サービス業	0.84
合計		98.84

（注）投資比率とは、ファンドの純資産総額に対する当該資産の時価比率をいいます。

② 投資不動産物件

(2009年9月30日現在)

該当事項はありません。

③ その他投資資産の主要なもの

(2009年9月30日現在)

該当事項はありません。

(3) 【運用実績】

① 【純資産の推移】

2009年9月30日及び同日前1年以内における各月末ならびに下記計算期末の純資産の推移は次の通りです。

期	年月日	純資産総額 (百万円) (分配落)	純資産総額 (百万円) (分配付)	1口当たり 純資産額 (円) (分配落)	1口当たり 純資産額 (円) (分配付)
1期	(2006年3月20日)	8,210	8,809	1.0964	1.1764
2期	(2006年9月20日)	22,535	22,667	1.0226	1.0286
3期	(2007年3月20日)	23,466	24,771	1.0789	1.1389
4期	(2007年9月20日)	22,366	22,412	0.9715	0.9735
5期	(2008年3月21日)	17,867	17,878	0.7530	0.7535
6期	(2008年9月22日)	17,040	17,052	0.7187	0.7192
7期	(2009年3月23日)	11,650	11,662	0.4802	0.4807
8期	(2009年9月24日)	14,077	14,089	0.5721	0.5726
	2008年9月末日	15,974	—	0.6726	—
	2008年10月末日	12,623	—	0.5283	—
	2008年11月末日	12,225	—	0.5083	—
	2008年12月末日	12,599	—	0.5227	—
	2009年1月末日	11,811	—	0.4886	—
	2009年2月末日	11,237	—	0.4641	—
	2009年3月末日	11,527	—	0.4737	—
	2009年4月末日	12,578	—	0.5156	—
	2009年5月末日	13,458	—	0.5504	—
	2009年6月末日	13,820	—	0.5631	—
	2009年7月末日	14,143	—	0.5757	—
	2009年8月末日	14,330	—	0.5824	—
	2009年9月末日	13,640	—	0.5532	—

(注) 表中の末日とはその月の最終営業日を指します。

②【分配の推移】

期	計算期間	1口当たりの分配金（円）
第1期	自 2005年10月3日 至 2006年3月20日	0.0800
第2期	自 2006年3月21日 至 2006年9月20日	0.0060
第3期	自 2006年9月21日 至 2007年3月20日	0.0600
第4期	自 2007年3月21日 至 2007年9月20日	0.0020
第5期	自 2007年9月21日 至 2008年3月21日	0.0005
第6期	自 2008年3月22日 至 2008年9月22日	0.0005
第7期	自 2008年9月23日 至 2009年3月23日	0.0005
第8期	自 2009年3月24日 至 2009年9月24日	0.0005

③【収益率の推移】

期	計算期間	収益率（％）
第1期	自 2005年10月3日 至 2006年3月20日	17.6
第2期	自 2006年3月21日 至 2006年9月20日	△6.2
第3期	自 2006年9月21日 至 2007年3月20日	11.4
第4期	自 2007年3月21日 至 2007年9月20日	△9.8
第5期	自 2007年9月21日 至 2008年3月21日	△22.4
第6期	自 2008年3月22日 至 2008年9月22日	△4.5
第7期	自 2008年9月23日 至 2009年3月23日	△33.1
第8期	自 2009年3月24日 至 2009年9月24日	19.2

第二部【ファンドの詳細情報】

第1【ファンドの沿革】

本ファンドの信託設定日は2005年10月3日であり、同日より運用を開始しました。

マザーファンドの信託設定日は1999年7月30日であり、同日より運用を開始しました。

第2【手続等】

1【申込（販売）手続等】

- (1) 受益権の取得申込者は、販売会社において取引口座を開設のうえ、お買付のお申込みを行うものとします。お買付のお申込みは、販売会社所定の方法により、毎営業日受付けます。毎営業日の午後3時（国内の金融商品取引所の半休日は午前11時）*までに、お買付のお申込みが行われかつ当該お申込みの受付に係る販売会社所定の事務手続が完了したものを当日の申込分とします。当日の受付終了後のお申込みについては、翌営業日のお取扱いとします。

* 販売会社によっては午後3時（国内の金融商品取引所の半休日は午前11時）より前に受付を締め切る場合がありますので、販売会社にご確認ください。

- (2) 収益分配金の受取方法により、収益分配時に収益分配金を受取る「分配金受取りコース」、収益分配金が税金を差引かれた後自動的に無手数料で再投資される「分配金再投資コース」がありますので、どちらかのコースをお選びいただくことになります（ただし、販売会社によっては、どちらか一方のみのお取扱いとなる場合があります。）。一度お選びいただいたコースは原則として途中で変更することはできません。

「分配金再投資コース」をお申込みの場合、お買付に際して、本ファンドにかかる「分配金再投資契約」（販売会社によっては名称が異なる場合もございます。）を当該販売会社との間で結んでいただきます。ただし、販売会社によっては、分配金再投資契約を結んだ場合であっても、収益分配金の受取りをご希望の方は、再投資を中止することを申し出ることができます。詳しくは、販売会社にお問い合わせください。

また、確定拠出年金を通じてお買付のお申込みを行う場合は、当該定めに従うものとします。詳しくは、販売会社にお問い合わせください。

- (3) お買付価額は、取得申込日の基準価額とします。また、お買付には申込手数料および当該申込手数料に係る消費税等相当額がかかります。ただし、分配金再投資契約に基づいて収益分配金を再投資する場合は、各計算期間終了日の基準価額とします。最新の基準価額は販売会社または下記の照会先で入手可能です。

ゴールドマン・サックス・アセット・マネジメント株式会社

電話：03（6437）6000（受付時間：営業日の午前9時から午後5時まで）

ホームページ・アドレス：www.gsam.co.jp

また、原則として、日本経済新聞（朝刊）の「オープン基準価格」欄に、基準価額が掲載されます（略称：「インプラ」）。

- (4) お買付単位は、販売会社が別途定める単位とします。詳しくは、販売会社にお問い合わせください。分配金再投資契約に基づいて収益分配金を再投資する場合は、1口の整数倍をもって取得のお申込みに応じます。
- (5) お買付代金は、お申込みの販売会社にお支払いください。お買付代金の払込期日は販売会社によって異なります。詳しくは、販売会社にお問い合わせください。
- (6) 金融商品取引所における取引の停止、外国為替取引の停止その他合理的な事情（コンピューターの誤作動等により決済が不能となった場合、基準価額の計算が不能となった場合、計算された基準価額の正確性に合理的な疑いが生じた場合等を含みます。）があると委託会社が判断したときは、販売会社は、受益権の取得申込みの受付を中止することおよびすでに受付けた取得申込みを取消することができます。

2【換金（解約）手続等】

- (1) ご換金のお申込みは、毎営業日受付けます。毎営業日の午後3時（国内の金融商品取引所の半休日は午前11時）*までにご換金のお申込みが行われ、かつ当該お申込みの受付に係る販売会社所定の事務手続きが完了したものを当日の申込分とします。当日の受付終了後のお申込みについては、翌営業日のお取扱いとします。ご換金場所は販売会社の本・支店、営業所です。

* 販売会社によっては午後3時（国内の金融商品取引所の半休日は午前11時）より前に受付を締め切る場合がありますので、販売会社にご確認ください。

- (2) ご換金は「解約請求制」により行うことができます。受益者は、販売会社が別途定める単位をもって一部解約の実行を請求することができます。詳しくは、販売会社にお問い合わせください。
- (3) 一部解約の価額は、一部解約の実行の請求日の基準価額とします。手取り額は、一部解約の実行の請求日の基準価額から、換金にかかる税金を差引いた金額となります。詳しくは、「第1 ファンドの状況 4 手数料等及び税金 (5) 課税上の取扱い」をご覧ください。
- (4) 本ファンドの基準価額は毎営業日算出されます。最新の基準価額は販売会社または下記の照会先で入手可能です。

ゴールドマン・サックス・アセット・マネジメント株式会社

電話 : 03 (6437) 6000 (受付時間: 営業日の午前9時から午後5時まで)

ホームページ・アドレス: www.gsam.co.jp

また、原則として、日本経済新聞（朝刊）の「オープン基準価格」欄に、基準価額が掲載されます（略称：「インプラ」）。

- (5) 一部解約金は、受益者による一部解約の実行の請求日から起算して、原則として5営業日目から販売会社を通じて受益者に支払います。
- (6) 信託財産の資金管理を円滑に行うため、1顧客1日当たり3億円を超える大口のご換金は制限することがあります。詳しくは、販売会社にお問い合わせください。
- (7) 金融商品取引所における取引の停止、外国為替取引の停止その他合理的な事情（コンピューターの誤作動等により決済が不能となった場合、基準価額の計算が不能となった場合、計算された基準価額の正確性に合理的な疑いが生じた場合等を含みます。）があると委託会社が判断したときは、上記の一部解約の実行の請求の受付を中止することおよびすでに受付けた一部解約の実行の請求を保留または取消させていただくことがあります。これにより一部解約の実行の請求の受付が中止され、またはすでに受付けた一部解約の実行の請求が保留された場合には、受益者は当該受付中止または請求保留以前に行った当日の一部解約の実行の請求を撤回できます。ただし、受益者がその一部解約の実行の請求を撤回しない場合には、当該受益権の一部解約の価額は、当該受付中止または請求保留を解除した後の最初の基準価額の計算日を一部解約の実行の請求日として上記に準じて計算された価額とします。
- (8) また、信託約款の変更を行う場合においてその内容の変更が重大な場合に、後記「第3 管理及び運営 1 資産管理等の概要 (5) その他 b. 約款変更」に定める期間内に異議を述べた受益者は、投資信託法の規定に定めるところにより、販売会社を通じ、受託銀行に対し、自己に帰属する受益権を本ファンドの信託財産をもって公正な価額で買取るべき旨を請求することができます。後記「第3 管理及び運営 1 資産管理等の概要 (5) その他 a. 信託の終了」に規定する信託契約の解約を行う場合において、所定の期間内に異議を述べた受益者についても同様です。

第3【管理及び運営】

1【資産管理等の概要】

（1）【資産の評価】

本ファンド1万口当たりの純資産総額（以下「基準価額」といいます。）は、本ファンドの信託財産の純資産総額をその時の受益権総口数で除して得た額の1万口当たりの額です。「信託財産の純資産総額」とは、信託財産に属する資産（受入担保金代用有価証券および借入有価証券を除きます。）を法令および社団法人投資信託協会規則に従って時価評価して得た信託財産の資産総額から負債総額を控除した金額をいいます。なお、外貨建資産の円換算については、原則として日本における計算日の対顧客電信売買相場の仲値によって計算します。予約為替の評価は、原則として日本における計算日の対顧客先物売買相場の仲値によるものとします。

本ファンドの基準価額は毎営業日算出されます。最新の基準価額は販売会社または下記の照会先で入手可能です。

ゴールドマン・サックス・アセット・マネジメント株式会社

電話：03（6437）6000（受付時間：営業日の午前9時から午後5時まで）

ホームページ・アドレス：www.gsam.co.jp

また、原則として、日本経済新聞（朝刊）の「オープン基準価格」欄に、基準価額が掲載されます（略称：「インプラ」）。年2回（3月および9月）の決算時および償還時に、期中の運用経過のほか信託財産の内容、有価証券売買状況などを記載した運用報告書を作成し、販売会社を通じてお渡しいたします。

委託会社が設定・運用を行うファンドについては、通常、月次で運用経過について記載したレポートが作成されています。最新のレポートは、販売会社または上記のホームページにおいて入手可能です。

（2）【保管】

該当事項はありません。

（3）【信託期間】

本ファンドの信託期間は2005年10月3日から開始し、期限はありません。ただし、下記「(5) その他 a. 信託の終了」の場合には、信託は終了します。

（4）【計算期間】

本ファンドの計算期間は、毎年3月21日から9月20日までおよび9月21日から翌年3月20日までとすることを原則とします。なお、第1計算期間は2005年10月3日から2006年3月20日までです。以上にかかわらず、この原則により各計算期間終了日に該当する日が休業日のとき、各計算期間終了日は該当日以降の営業日で該当日に最も近い日とし、その翌日より次の計算期間が開始されるものとします。ただし、最終計算期間の終了日は、信託期間の終了日までとします。

（5）【その他】

a. 信託の終了

(a) 受益権総口数の減少に伴う繰上償還

委託会社は、信託契約の一部を解約することにより、本ファンドの受益権の口数が30億口を下回ることとなった場合には、受託銀行と協議のうえ、あらかじめ、監督官庁に届け出ることにより、信託契約を解約し、信託を終了させることができます。

委託会社は、かかる事項について、あらかじめ、これを公告し、かつ、知られたる受益者に対して書面を交付します。ただし、すべての受益者に対して書面を交付したときは、原則として、公告を行いません。繰上償還を行う場合は、下記(b)に定める受益者異議手続を準用します。

公告を行う場合は、日本経済新聞に掲載します。

(b) その他の事由による信託の終了

監督官庁の命令があったとき、委託会社の登録取消、解散、業務廃止のとき（ただし監督官庁が信託契約に関する委託者の業務を他の投資信託委託会社に引継ぐことを命じたときは、信託は、下記b. に記載する受益者の異議により約款変更ができない場合を除き、当該投資信託委託会社と受託銀行との間において存続します。）、受託銀行が信託業務を営む銀行でなくなったとき（ただし他の信託銀行が受託者の業務を引継ぐときを除きます。）、受託銀行の辞任または解任に際し新受託者を選任できないときは（新受託者の選任を行う場合は、下記b. に定める手続を準用します。）、委託会社は信託契約を解約し、信託は終了します。なお、受託銀行は、委託会社の承諾を受けて受託銀行の任務を辞任することができます。また、委託会社は信託約款に定める場合、受益者の利益のため必要と認めるときは、法令に従い受託銀行を解任することができます。

また、委託会社は、信託期間中において、信託契約を解約することが受益者のため有利であると認めるとき、または正当な理由があるときは、受託銀行と合意のうえ、信託契約を解約し、信託を終了させることができます。この場合において、委託会社は、あらかじめ、解約しようとする旨を監督官庁に届け出ます。委託会社は、かかる事項について、あらかじめ、解約しようとする旨を公告し、かつ、その旨を記載した書面を信託契約に係る知られたる受益者に対して交付します。ただし、信託契約に係るすべての受益者に対して書面を交付したときは、原則として、公告を行

いません。かかる公告および書面には、受益者で異議のある者は一定の期間内に委託会社に対して異議を述べるべき旨を付記します。なお、一定の期間は1ヵ月を下らないものとします。かかる一定の期間内に異議を述べた受益者の受益権の口数が受益権の総口数の2分の1を超えるときは、信託契約の解約をしません。委託会社は、信託契約の解約をしないこととしたときは、解約しない旨およびその理由を公告し、かつ、これらの事項を記載した書面を知られたる受益者に対して交付します。ただし、すべての受益者に対して書面を交付したときは、原則として、公告を行いません。以上は、信託財産の状態に照らし、真にやむを得ない事情が生じている場合であって、一定の期間が1ヵ月を下らずにその公告および書面の交付を行うことが困難な場合には適用しません。

公告を行う場合は、日本経済新聞に掲載します。

b. 約款変更

委託会社は、監督官庁の命令があったとき、受益者の利益のため必要と認めるときまたは正当な理由があるときは、受託銀行と合意のうえ、信託約款を変更することができ、あらかじめ、変更しようとする旨およびその内容を監督官庁に届け出ます。

委託会社は、変更事項のうち、その内容が重大なものについて、あらかじめ、変更しようとする旨およびその内容を公告し、かつ、これらの事項を記載した書面を信託約款に係る知られたる受益者に対して交付します。ただし、信託約款に係るすべての受益者に対して書面を交付したときは、原則として、公告を行いません。かかる公告および書面には、受益者で異議のある者は一定の期間内に委託会社に対して異議を述べるべき旨を付記します。なお、一定の期間は1ヵ月を下らないものとします。当該一定の期間内に異議を述べた受益者の受益権の口数が受益権の総口数の2分の1を超えるときは、信託約款の変更をしません。

委託会社は、信託約款の変更をしないこととしたときは、変更しない旨およびその理由を公告し、かつ、これらの事項を記載した書面を知られたる受益者に対して交付します。ただし、すべての受益者に対して書面を交付したときは、原則として、公告を行いません。

公告を行う場合は、日本経済新聞に掲載します。

c. その他の契約の変更

募集・販売契約

委託会社と販売会社との間の募集・販売契約は、当事者の別段の意思表示のない限り、1年ごとに自動的に更新されます。募集・販売契約は、当事者間の合意により変更することができます。その終了または変更は、必要に応じて運用報告書に記載する等の方法により受益者に対し通知を行う手配をしますが、必ずしもただちに受益者全員にこれを知らせるものではありません。

d. 反対者の買取請求権

上記a. に規定する信託契約の解約または上記b. に規定する信託約款の変更を行う場合において、上記a. または上記b. の一定の期間内に委託会社に対して異議を述べた受益者は、販売会社を通じ、受託銀行に対し、自己に帰属する受益権を、信託財産をもって公正な価額で買取るべき旨を請求することができます。

e. 委託会社の事業の譲渡および承継に伴う取扱い

委託会社は、投資信託委託会社の事業の全部または一部を譲渡することがあり、これに伴い、信託契約に関する事業を譲渡することがあります。

委託会社は、分割により事業の全部または一部を承継させることがあり、これに伴い、信託契約に関する事業を承継させることがあります。

f. 信託業務の委託等

受託銀行は、委託会社と協議のうえ、信託業務の一部について、信託業法第22条第1項に定める信託業務の委託をするときは、以下に掲げる基準のすべてに適合するもの（受託銀行の利害関係人を含みます。）を委託先として選定します。

- (a) 委託先の信用力に照らし、継続的に委託業務の遂行に懸念がないこと
- (b) 委託先の委託業務に係る実績等に照らし、委託業務を確実に処理する能力があると認められること
- (c) 委託される信託財産に属する財産と自己の固有財産その他の財産とを区分する等の管理を行う体制が整備されていること
- (d) 内部管理に関する業務を適正に遂行するための体制が整備されていること

受託銀行は、上記に定める委託先の選定にあたっては、当該委託先が上記に掲げる基準に適合していることを確認するものとします。

上記にかかわらず、受託銀行は、次に掲げる業務（裁量性のないものに限ります。）を、受託銀行および委託会社が適当と認める者（受託銀行の利害関係人を含みます。）に委託することができるものとします。

- (a) 信託財産の保存に係る業務
- (b) 信託財産の性質を変えない範囲内において、その利用または改良を目的とする業務
- (c) 委託会社のみの指図により信託財産の処分およびその他の信託の目的の達成のために必要な行為に係る業務

(d) 受託銀行が行う業務の遂行にとって補助的な機能を有する行為

保管費用は、受益者の負担とし、信託財産中より支弁します。

g. 混蔵寄託

金融機関または証券会社（金融商品取引法第28条第1項に規定する第一種金融商品取引業を行う者および外国の法令に準拠して設立された法人でこの者に類する者をいいます。以下本g.において同じ。）から、売買代金および償還金等について円貨で約定し円貨で決済する取引により取得した外国において発行された譲渡性預金証書またはコマーシャル・ペーパーは、当該金融機関または証券会社が保管契約を締結した保管機関に当該金融機関または証券会社の名義で混蔵寄託できるものとします。

h. 信託財産の登記等および記載等の留保等

信託の登記または登録をすることができる信託財産については、信託の登記または登録をすることとします。ただし、受託銀行が認める場合は、信託の登記または登録を留保することがあります。

上記ただし書きにかかわらず、受益者保護のために委託会社または受託銀行が必要と認めるときは、速やかに登記または登録をするものとします。

信託財産に属する旨の記載または記録をすることができる信託財産については、信託財産に属する旨の記載または記録をするとともに、その計算を明らかにする方法により分別して管理するものとします。ただし、受託銀行が認める場合は、その計算を明らかにする方法により分別して管理することがあります。

動産（金銭を除きます。）については、外形上区別することができる方法によるほか、その計算を明らかにする方法により分別して管理することがあります。

i. 一部解約の請求および有価証券売却等の指図

委託会社は、信託財産に属するマザーファンドの受益証券にかかる信託契約の一部解約の請求および有価証券の売却等の指図ができます。

j. 再投資の指図

委託会社は、上記の一部解約の代金、売却代金、有価証券に係る償還金等、株式の清算分配金、有価証券等に係る利子等、株式の配当金およびその他の収入金を再投資することの指図ができます。

2【受益者の権利等】

(1) 収益分配金の受領権に関する内容および権利行使の手続

収益分配金は、本ファンドの毎計算期間の終了日から起算して原則として5営業日までに販売会社を通じて、毎計算期間の末日において振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益者への支払いを開始します。

上記にかかわらず、分配金再投資契約に基づいて収益分配金を再投資する受益者に対しては、受託銀行が委託会社の指定する預金口座等に払い込むことにより、原則として、毎計算期間終了日の翌営業日に、収益分配金が販売会社に交付されます。この場合、販売会社は、分配金再投資契約に基づき、受益者に対し遅滞なく収益分配金の再投資にかかる受益権の取得の申込に応じるものとします。当該取得申込みにより増加した受益権は、振替口座簿に記載または記録されます。

販売会社は、受益者が自己に帰属する受益権の全部もしくは一部の口数について、あらかじめ計算期間を指定し、上記の収益分配金の再投資にかかる受益権の取得申込みを中止することを申し出た場合においては、上記にかかわらず、当該受益権に帰属する収益分配金を当該計算期間終了のつど受益者に支払うことができます。

受益者が、収益分配金について支払開始日から5年間その支払いを請求しないときは、その権利を失い、受託銀行から交付を受けた金銭は、委託会社に帰属します。

(2) 償還金の受領権に関する内容および権利行使の手続

償還金（信託終了時における信託財産の純資産総額を受益権総口数で除した額をいいます。以下同じ。）は、信託終了日から起算して原則として5営業日までに販売会社を通じて、信託終了日において振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益者への支払いを開始します。

受益者が、信託終了による償還金について支払開始日から10年間その支払いを請求しないときは、その権利を失い、受託銀行から交付を受けた金銭は、委託会社に帰属します。

(3) 一部解約金の受領権に関する内容および権利行使の手続

一部解約金の受領権に関する内容および権利行使の手続については、前記「第2 手続等 2 換金（解約）手続等」をご覧ください。

一部解約金は、受益者による一部解約の実行の請求日から起算して、原則として5営業日目から販売会社を通じて受益者に支払います。

(4) 収益分配金、償還金および一部解約金の払い込みと支払いに関する受託銀行の免責

受託銀行は、収益分配金については支払開始日（分配金受取りコースの場合）および交付開始前（分配金再投資コースの場合）までに、償還金については支払開始日までに、一部解約金については支払日までに、その全額を委託会社の指

定する預金口座等に払い込みます。

受託銀行は、上記により委託会社の指定する預金口座等に収益分配金、償還金および一部解約金を払い込んだ後は、受益者に対する支払いにつき、その責に任じません。

(5) 委託会社の免責

収益分配金、償還金および一部解約金の受益者への支払いについては、当該販売会社に対する支払いをもって委託会社は免責されるものとします。かかる支払いがなされた後は、当該収益分配金、償還金および一部解約金は、源泉徴収されるべき税額（および委託会社が一定期間経過後当該販売会社より回収した金額があればその金額）を除き、受益者の計算に属する金銭となります。

(6) 換金手続等

前記「第2 手続等 2 換金（解約）手続等」をご覧ください。

第4【ファンドの経理状況】

- (1) 本ファンドの財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和38年大蔵省令第59号）並びに同規則第2条の2の規定により、改正前の「投資信託財産の計算に関する規則」（平成12年総理府令第133号）に基づき作成しております。

なお、財務諸表に掲載している金額は、円単位で表示しております。

- (2) 本ファンドの計算期間は6ヵ月であるため、財務諸表は6ヵ月毎に作成しております。

- (3) 本ファンドは、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、第7期計算期間（2008年9月23日から2009年3月23日まで）及び第8期計算期間（2009年3月24日から2009年9月24日まで）の財務諸表について、あらた監査法人による監査を受けております。

1 【財務諸表】
 【G S日本株式インデックス・プラス】
 (1) 【貸借対照表】

(単位：円)

	第7期 (2009年3月23日現在)	第8期 (2009年9月24日現在)
資産の部		
流動資産		
親投資信託受益証券	11,730,842,581	14,165,414,451
未収入金	3,834,534	636,233
流動資産合計	11,734,677,115	14,166,050,684
資産合計	11,734,677,115	14,166,050,684
負債の部		
流動負債		
未払収益分配金	12,131,178	12,303,854
未払解約金	3,834,534	636,233
未払受託者報酬	3,250,773	3,614,965
未払委託者報酬	61,764,620	68,684,288
その他未払費用	3,094,684	3,441,384
流動負債合計	84,075,789	88,680,724
負債合計	84,075,789	88,680,724
純資産の部		
元本等		
元本	24,262,357,846	24,607,709,197
剰余金		
期末剰余金又は期末欠損金（△）	△12,611,756,520	△10,530,339,237
（分配準備積立金）	176,960,096	281,143,243
元本等合計	11,650,601,326	14,077,369,960
純資産合計	11,650,601,326	14,077,369,960
負債純資産合計	11,734,677,115	14,166,050,684

（２）【損益及び剰余金計算書】

（単位：円）

	第 7 期 自 2008年 9 月23日 至 2009年 3 月23日	第 8 期 自 2009年 3 月24日 至 2009年 9 月24日
営業収益		
有価証券売買等損益	△5,516,471,362	2,414,437,600
営業収益合計	△5,516,471,362	2,414,437,600
営業費用		
受託者報酬	3,250,773	3,614,965
委託者報酬	61,764,620	68,684,288
その他費用	3,094,684	3,441,384
営業費用合計	68,110,077	75,740,637
営業利益又は営業損失（△）	△5,584,581,439	2,338,696,963
経常利益又は経常損失（△）	△5,584,581,439	2,338,696,963
当期純利益又は当期純損失（△）	△5,584,581,439	2,338,696,963
一部解約に伴う当期純利益金額の分配額又は一部解約に伴う当期純損失金額の分配額（△）	△1,134,422,113	284,417,787
期首剰余金又は期首欠損金（△）	△6,669,671,670	△12,611,756,520
剰余金増加額又は欠損金減少額	1,895,013,945	2,177,020,847
当期一部解約に伴う剰余金増加額又は欠損金減少額	1,895,013,945	2,177,020,847
剰余金減少額又は欠損金増加額	3,374,808,291	2,137,578,886
当期追加信託に伴う剰余金減少額又は欠損金増加額	3,374,808,291	2,137,578,886
分配金	12,131,178	12,303,854
期末剰余金又は期末欠損金（△）	△12,611,756,520	△10,530,339,237

(3) 【注記表】

(重要な会計方針に係る事項に関する注記)

区分	第7期 自 2008年9月23日 至 2009年3月23日	第8期 自 2009年3月24日 至 2009年9月24日
1. 有価証券の評価基準及び評価方法	親投資信託受益証券 移動平均法に基づき、親投資信託受益証券の基準価額で評価しております。	親投資信託受益証券 同左
2. その他財務諸表作成のための基本となる重要な事項	計算期間の取扱い 2008年9月20日及びその翌日が休業日のため、本計算期間期首は2008年9月23日としております。また、2009年3月20日、その翌日及び翌々日が休業日のため、本計算期間末日は2009年3月23日としております。	計算期間の取扱い 2009年3月20日、その翌日及び翌々日が休業日のため、本計算期間期首は2009年3月24日としております。また、2009年9月20日から9月23日までが休業日のため、本計算期間末日は2009年9月24日としております。

(貸借対照表に関する注記)

区分	第7期 (2009年3月23日現在)	第8期 (2009年9月24日現在)
1. 元本の推移		
期首元本額	23,710,162,310円	24,262,357,846円
期中追加設定元本額	6,466,556,491円	4,595,853,532円
期中一部解約元本額	5,914,360,955円	4,250,502,181円
2. 計算期間末日における受益権の総数	24,262,357,846口	24,607,709,197口
3. 元本の欠損	貸借対照表上の純資産額が元本総額を下回っており、その差額は12,611,756,520円であります。	貸借対照表上の純資産額が元本総額を下回っており、その差額は10,530,339,237円であります。

(損益及び剰余金計算書に関する注記)

区分	第7期 自 2008年9月23日 至 2009年3月23日	第8期 自 2009年3月24日 至 2009年9月24日
分配金の計算過程		
費用控除後の配当等収益額	104,419,875円	143,008,369円
費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額	—円	—円
収益調整金額	34,858,927円	65,385,064円
分配準備積立金額	84,671,399円	150,438,728円
本ファンドの分配対象収益額	223,950,201円	358,832,161円
本ファンドの期末残存口数	24,262,357,846口	24,607,709,197口
1口当たり収益分配対象額	0.009230円	0.014582円
1口当たり分配金額	0.0005円	0.0005円
収益分配金金額	12,131,178円	12,303,854円

(注) 上記の費用控除後の配当等収益額は本ファンドに帰属すべき親投資信託の配当等収益を含んでおります。

(有価証券に関する注記)

売買目的有価証券

種類	第7期（2009年3月23日現在）		第8期（2009年9月24日現在）	
	貸借対照表計上額 (円)	当計算期間の損益に 含まれた評価差額 (円)	貸借対照表計上額 (円)	当計算期間の損益に 含まれた評価差額 (円)
親投資信託受益証券	11,730,842,581	△4,304,506,550	14,165,414,451	2,165,453,052
合計	11,730,842,581	△4,304,506,550	14,165,414,451	2,165,453,052

(デリバティブ取引等に関する注記)

該当事項はありません。

(関連当事者との取引に関する注記)

該当事項はありません。

(1口当たり情報)

区分	第7期 (2009年3月23日現在)	第8期 (2009年9月24日現在)
1口当たり純資産額	0.4802円	0.5721円

(重要な後発事象に関する注記)

該当事項はありません。

(4) 【附属明細表】

① 有価証券明細表

(ア) 株式

該当事項はありません。

(イ) 株式以外の有価証券

通貨	種類	銘柄	券面総額	評価額	備考
日本円	親投資信託 受益証券	GS日本株計量運用ポートフォリオ マザーファンド	15,471,182,232	14,165,414,451	—
合計		—	15,471,182,232	14,165,414,451	—

② デリバティブ取引及び為替予約取引の契約額等及び時価の状況表

該当事項はありません。

参考情報

本ファンドは、「GS日本株計量運用ポートフォリオ マザーファンド」受益証券を主要投資対象としており、貸借対照表の資産の部に計上された「親投資信託受益証券」は、すべて同親投資信託の受益証券です。

なお、同親投資信託の状況は以下の通りです。

「GS日本株計量運用ポートフォリオ マザーファンド」の状況

なお、以下に記載した情報は監査対象外であります。

(1) 貸借対照表

区分	注記 番号	(2009年3月23日現在)	(2009年9月24日現在)
		金額（円）	金額（円）
資産の部			
流動資産			
コール・ローン		565,834,561	387,992,378
株式		82,264,933,850	90,420,338,280
未収入金		—	1,840,751,516
未収配当金		85,689,505	9,917,050
未収利息		1,811	1,284
流動資産合計		82,916,459,727	92,659,000,508
資産合計		82,916,459,727	92,659,000,508
負債の部			
流動負債			
未払金		—	1,342,569,343
未払解約金		8,264,534	501,426,232
流動負債合計		8,264,534	1,843,995,575
負債合計		8,264,534	1,843,995,575
純資産の部			
元本等			
元本		108,551,046,592	99,186,825,402
剰余金			
欠損金		25,642,851,399	8,371,820,469
剰余金合計		△25,642,851,399	△8,371,820,469
元本等合計		82,908,195,193	90,815,004,933
純資産合計		82,908,195,193	90,815,004,933
負債・純資産合計		82,916,459,727	92,659,000,508

(2) 注記表

(重要な会計方針に係る事項に関する注記)

区分	自 2008年9月23日 至 2009年3月23日	自 2009年3月24日 至 2009年9月24日
有価証券の評価基準及び評価方法	株式 移動平均法に基づき、法令及び社 団法人投資信託協会規則に従い、時 価評価しております。	株式 同左

(貸借対照表に関する注記)

区分	(2009年3月23日現在)	(2009年9月24日現在)
1. 元本の推移		
期首元本額	110,666,531,052円	108,551,046,592円
期中追加設定元本額	16,363,664,475円	6,865,079,982円
期中一部解約元本額	18,479,148,935円	16,229,301,172円
期末元本額	108,551,046,592円	99,186,825,402円
元本の内訳		
GS日本株式インデックス・プラス	15,358,526,554円	15,471,182,232円
GS日本株計量運用ポートフォリオ2(適格機関投資家専用)	15,303,151,833円	19,238,925,899円
GS グローバル・バランス・ファンド2 (適格機関投資家専用)	14,789,907,827円	13,322,543,351円
GSグローバル・ダイバーシファイドVA(適格機関投資家専用)	265,891,774円	273,734,566円
VAインデックス・プラスGS日本株計量運用ポートフォリオ	58,622,300,685円	46,722,681,435円
GS日本株計量運用ポートフォリオ3	4,211,267,919円	4,157,757,919円
2. 計算期間末日における受益権の総数	108,551,046,592口	99,186,825,402口
3. 元本の欠損	貸借対照表上の純資 産額が元本総額を下 回っており、その差額 は25,642,851,399円で あります。	貸借対照表上の純資 産額が元本総額を下 回っており、その差額 は8,371,820,469円で あります。

(有価証券に関する注記)

売買目的有価証券

種類	(2009年3月23日現在)		(2009年9月24日現在)	
	貸借対照表計上額 (円)	当計算期間の損益に 含まれた評価差額 (円)	貸借対照表計上額 (円)	当計算期間の損益に 含まれた評価差額 (円)
株式	82,264,933,850	△44,556,804,999	90,420,338,280	12,741,438,892
合計	82,264,933,850	△44,556,804,999	90,420,338,280	12,741,438,892

(注) 当親投資信託の前計算期間は2008年3月22日から2009年3月23日となっており、上記の前期の当計算期間の損益に含まれた評価差額は、同計算期間に対応するものとなっております。

(デリバティブ取引等に関する注記)

該当事項はありません。

(関連当事者との取引に関する注記)

該当事項はありません。

(1口当たり情報)

区分	(2009年3月23日現在)	(2009年9月24日現在)
1口当たり純資産額	0.7638円	0.9156円

(重要な後発事象に関する注記)

該当事項はありません。

(3) 附属明細表

① 有価証券明細表

(ア) 株式

銘柄	株式数	評価額		備考
		単価（円）	金額（円）	
日鉄鉱業	37,000	543.00	20,091,000	
東建コーポレーション	7,020	2,885.00	20,252,700	
太平工業	34,000	288.00	9,792,000	
東鉄工業	46,000	670.00	30,820,000	
三井ホーム	15,000	541.00	8,115,000	
大東建託	164,900	4,000.00	659,600,000	
東亜道路工業	16,000	147.00	2,352,000	
日本道路	101,000	217.00	21,917,000	
東亜建設工業	1,000	109.00	109,000	
大林道路	4,000	182.00	728,000	
巴コーポレーション	500	243.00	121,500	
大和ハウス工業	176,000	975.00	171,600,000	
コムューチュア	6,000	684.00	4,104,000	
ユアテック	57,000	602.00	34,314,000	
西部電気工業	13,000	396.00	5,148,000	
四電工	23,000	500.00	11,500,000	
きんでん	207,000	782.00	161,874,000	
東京エネシス	5,000	751.00	3,755,000	
トーエネック	50,000	588.00	29,400,000	
住友電設	24,000	475.00	11,400,000	
日本電設工業	14,000	859.00	12,026,000	
新日本空調	4,700	615.00	2,890,500	
東電通	34,000	175.00	5,950,000	
太平電業	11,000	1,127.00	12,397,000	
朝日工業社	8,000	371.00	2,968,000	
ダイダン	5,000	522.00	2,610,000	
日比谷総合設備	7,900	822.00	6,493,800	
東洋エンジニアリング	73,000	306.00	22,338,000	
日本製粉	370,000	486.00	179,820,000	
日清製粉グループ本社	670,500	1,288.00	863,604,000	

銘柄	株式数	評価額		備考
		単価（円）	金額（円）	
日東富士製粉	23,000	314.00	7,222,000	
昭和産業	6,000	297.00	1,782,000	
鳥越製粉	18,200	759.00	13,813,800	
中部飼料	64,000	786.00	50,304,000	
日本甜菜製糖	274,000	250.00	68,500,000	
三井製糖	204,000	329.00	67,116,000	
森永乳業	33,000	425.00	14,025,000	
明治ホールディングス	18,000	3,780.00	68,040,000	
丸大食品	37,000	274.00	10,138,000	
米久	54,500	906.00	49,377,000	
S Foods	13,500	848.00	11,448,000	
アサヒビール	55,600	1,686.00	93,741,600	
キリンホールディングス	949,000	1,375.00	1,304,875,000	
三国コカ・コーラボトリング	103,500	787.00	81,454,500	
コカ・コーラウエスト	56,300	1,798.00	101,227,400	
コカ・コーラ セントラル ジャパン	42,200	1,250.00	52,750,000	
ダイドードリンコ	300	2,950.00	885,000	
ジャパンフーズ	5,300	865.00	4,584,500	
日清オイリオグループ	170,000	482.00	81,940,000	
不二製油	3,400	1,287.00	4,375,800	
東洋水産	212,000	2,415.00	511,980,000	
フジッコ	39,000	1,080.00	42,120,000	
ロック・フィールド	24,500	1,265.00	30,992,500	
日本たばこ産業	738	319,000.00	235,422,000	
わらべや日洋	72,600	1,196.00	86,829,600	
なとり	4,600	793.00	3,647,800	
グンゼ	836,000	431.00	360,316,000	
日清紡ホールディングス	17,000	980.00	16,660,000	
倉敷紡績	140,000	182.00	25,480,000	
住江織物	7,000	144.00	1,008,000	
日本フェルト	4,700	416.00	1,955,200	
イチカワ	3,000	192.00	576,000	

銘柄	株式数	評価額		備考
		単価（円）	金額（円）	
芦森工業	5,000	153.00	765,000	
アツギ	1,061,000	123.00	130,503,000	
ダイニック	21,000	144.00	3,024,000	
セーレン	10,600	576.00	6,105,600	
中越パルプ工業	33,000	214.00	7,062,000	
トーモク	51,000	210.00	10,710,000	
クラレ	26,500	1,000.00	26,500,000	
旭化成	3,221,000	474.00	1,526,754,000	
住友化学	462,000	421.00	194,502,000	
住友精化	16,000	415.00	6,640,000	
クレハ	123,000	565.00	69,495,000	
テイカ	40,000	287.00	11,480,000	
片倉チッカリン	14,000	336.00	4,704,000	
日本曹達	518,000	422.00	218,596,000	
セントラル硝子	433,000	424.00	183,592,000	
東亜合成	922,000	330.00	304,260,000	
ダイソー	7,000	286.00	2,002,000	
堺化学工業	144,000	423.00	60,912,000	
日本化学工業	247,000	286.00	70,642,000	
四国化成工業	7,000	565.00	3,955,000	
日本触媒	106,000	864.00	91,584,000	
大日精化工業	14,000	309.00	4,326,000	
カネカ	352,000	690.00	242,880,000	
東京応化工業	18,000	2,075.00	37,350,000	
三菱ケミカルホールディングス	201,500	406.00	81,809,000	
日本合成化学工業	37,000	617.00	22,829,000	
ダイセル化学工業	161,000	586.00	94,346,000	
住友ベークライト	12,000	487.00	5,844,000	
積水化学工業	99,000	530.00	52,470,000	
日本ゼオン	82,000	444.00	36,408,000	
積水樹脂	79,000	801.00	63,279,000	
ニチバン	7,000	342.00	2,394,000	

銘柄	株式数	評価額		備考
		単価（円）	金額（円）	
リケンテクノス	6,000	224.00	1,344,000	
積水化成品工業	23,000	399.00	9,177,000	
タイガースポリマー	6,600	406.00	2,679,600	
日本カーリット	13,100	468.00	6,130,800	
日本化薬	29,000	826.00	23,954,000	
日本精化	22,700	821.00	18,636,700	
A D E K A	156,800	917.00	143,785,600	
日油	130,000	491.00	63,830,000	
ハリマ化成	14,000	468.00	6,552,000	
花王	206,000	2,400.00	494,400,000	
第一工業製薬	2,000	286.00	572,000	
三洋化成工業	19,000	560.00	10,640,000	
日本特殊塗料	1,300	331.00	430,300	
サカタインクス	74,000	408.00	30,192,000	
東洋インキ製造	82,000	359.00	29,438,000	
富士フイルムホールディングス	223,100	2,835.00	632,488,500	
高砂香料工業	15,000	537.00	8,055,000	
マンダム	5,200	2,505.00	13,026,000	
ファンケル	11,100	1,450.00	16,095,000	
コニシ	16,600	850.00	14,110,000	
荒川化学工業	25,700	1,112.00	28,578,400	
イハラケミカル工業	60,000	332.00	19,920,000	
有沢製作所	2,500	682.00	1,705,000	
アロン化成	26,000	380.00	9,880,000	
藤森工業	7,800	1,385.00	10,803,000	
J S P	52,300	863.00	45,134,900	
信越ポリマー	19,800	671.00	13,285,800	
東リ	21,000	196.00	4,116,000	
日本バルカー工業	51,000	191.00	9,741,000	
武田薬品工業	400,300	3,950.00	1,581,185,000	
アステラス製薬	627,200	3,760.00	2,358,272,000	
大日本住友製薬	45,700	985.00	45,014,500	

銘柄	株式数	評価額		備考
		単価（円）	金額（円）	
あすか製薬	36,000	850.00	30,600,000	
日本新薬	242,000	1,185.00	286,770,000	
小野薬品工業	109,500	4,700.00	514,650,000	
有機合成薬品工業	3,000	281.00	843,000	
持田製薬	21,000	941.00	19,761,000	
栄研化学	54,600	1,124.00	61,370,400	
日水製薬	8,400	784.00	6,585,600	
鳥居薬品	26,700	1,800.00	48,060,000	
新日本石油	2,501,000	546.00	1,365,546,000	
新日鉱ホールディングス	353,500	474.00	167,559,000	
出光興産	12,200	7,910.00	96,502,000	
藤倉ゴム工業	11,400	413.00	4,708,200	
オカモト	9,000	350.00	3,150,000	
フコク	3,700	521.00	1,927,700	
ニッタ	14,600	1,425.00	20,805,000	
三ツ星ベルト	144,000	385.00	55,440,000	
バンドー化学	20,000	268.00	5,360,000	
石塚硝子	16,000	228.00	3,648,000	
日本山村硝子	29,000	305.00	8,845,000	
住友大阪セメント	49,000	167.00	8,183,000	
日本ヒューム	26,000	297.00	7,722,000	
ノリタケカンパニーリミテド	12,000	297.00	3,564,000	
品川白煉瓦	34,000	231.00	7,854,000	
ニッカトー	2,600	450.00	1,170,000	
フジインコーポレーテッド	7,000	1,601.00	11,207,000	
新日本製鐵	4,482,000	353.00	1,582,146,000	
住友金属工業	57,000	237.00	13,509,000	
日新製鋼	1,419,000	170.00	241,230,000	
中山製鋼所	94,000	176.00	16,544,000	
合同製鐵	585,000	185.00	108,225,000	
ジェイ エフ イー ホールディングス	200,500	3,430.00	687,715,000	
東京製鐵	25,600	1,141.00	29,209,600	

銘柄	株式数	評価額		備考
		単価（円）	金額（円）	
共英製鋼	13,300	2,105.00	27,996,500	
大和工業	138,700	2,700.00	374,490,000	
大阪製鐵	76,600	1,522.00	116,585,200	
淀川製鋼所	219,000	396.00	86,724,000	
東洋鋼鋳	121,000	439.00	53,119,000	
住友鋼管	85,100	529.00	45,017,900	
モリ工業	91,000	202.00	18,382,000	
大平洋金属	60,000	737.00	44,220,000	
日本鑄鉄管	4,000	129.00	516,000	
三菱製鋼	504,000	195.00	98,280,000	
日本精線	47,000	272.00	12,784,000	
シンニッタン	3,000	271.00	813,000	
新家工業	43,000	135.00	5,805,000	
日本軽金属	181,000	101.00	18,281,000	
古河スカイ	164,000	161.00	26,404,000	
住友電気工業	1,561,900	1,227.00	1,916,451,300	
フジクラ	624,000	473.00	295,152,000	
タツタ電線	47,000	240.00	11,280,000	
日立電線	96,000	280.00	26,880,000	
平河ヒューテック	1,000	700.00	700,000	
リョービ	47,000	285.00	13,395,000	
アルファC o	4,500	536.00	2,412,000	
東洋製罐	97,500	1,770.00	172,575,000	
ホッカンホールディングス	28,000	242.00	6,776,000	
東洋シャッター	1,200	660.00	792,000	
ダイニチ工業	3,600	657.00	2,365,200	
日東精工	9,000	233.00	2,097,000	
岡部	43,800	346.00	15,154,800	
東プレ	47,700	859.00	40,974,300	
高周波熱錬	15,800	691.00	10,917,800	
パイオラックス	7,000	1,634.00	11,438,000	
三益半導体工業	100,500	1,381.00	138,790,500	

銘柄	株式数	評価額		備考
		単価（円）	金額（円）	
ツガミ	4,000	188.00	752,000	
東芝機械	60,000	345.00	20,700,000	
アマダ	2,705,000	646.00	1,747,430,000	
牧野フライス製作所	46,000	370.00	17,020,000	
旭ダイヤモンド工業	80,000	701.00	56,080,000	
オーエム製作所	14,000	314.00	4,396,000	
日本スピンドル製造	22,000	157.00	3,454,000	
日阪製作所	4,000	990.00	3,960,000	
やまびこ	18,500	1,255.00	23,217,500	
ペガサスミシン製造	2,700	169.00	456,300	
レオン自動機	2,000	256.00	512,000	
新川	2,300	1,850.00	4,255,000	
ホソカワミクロン	15,000	398.00	5,970,000	
オイレス工業	4,300	1,582.00	6,802,600	
ワイエイシイ	18,700	743.00	13,894,100	
日工	2,000	256.00	512,000	
巴工業	9,000	1,386.00	12,474,000	
北川鉄工所	12,000	114.00	1,368,000	
クボタ	237,000	767.00	181,779,000	
三菱化工機	3,000	265.00	795,000	
月島機械	6,000	598.00	3,588,000	
新東工業	110,000	735.00	80,850,000	
アイチ コーポレーション	63,400	489.00	31,002,600	
小森コーポレーション	203,400	1,187.00	241,435,800	
鶴見製作所	32,000	710.00	22,720,000	
酒井重工業	4,000	157.00	628,000	
石井鐵工所	16,000	167.00	2,672,000	
椿本チエイン	86,000	391.00	33,626,000	
大同工業	10,000	162.00	1,620,000	
ダイフク	42,000	619.00	25,998,000	
加藤製作所	331,000	206.00	68,186,000	
油研工業	3,000	145.00	435,000	

銘柄	株式数	評価額		備考
		単価（円）	金額（円）	
タダノ	36,000	472.00	16,992,000	
キトー	10	95,100.00	951,000	
理想科学工業	3,400	1,152.00	3,916,800	
福島工業	3,800	854.00	3,245,200	
キヤノンファインテック	5,600	1,158.00	6,484,800	
ダイコク電機	7,300	2,065.00	15,074,500	
マックス	7,000	977.00	6,839,000	
グローリー	188,900	2,290.00	432,581,000	
大和冷機工業	98,000	500.00	49,000,000	
日本ピストンリング	49,000	110.00	5,390,000	
リケン	3,000	324.00	972,000	
ホシザキ電機	5,900	1,330.00	7,847,000	
大豊工業	58,600	720.00	42,192,000	
日本トムソン	27,000	552.00	14,904,000	
前澤給装工業	1,200	1,450.00	1,740,000	
イーグル工業	26,000	513.00	13,338,000	
日本ピラー工業	5,000	460.00	2,300,000	
キット	19,000	486.00	9,234,000	
三菱重工業	432,000	358.00	154,656,000	
コニカミノルタホールディングス	23,000	887.00	20,401,000	
ブラザー工業	170,000	1,100.00	187,000,000	
日立製作所	3,582,000	305.00	1,092,510,000	
三菱電機	579,000	701.00	405,879,000	
デンヨー	19,200	750.00	14,400,000	
東芝テック	443,000	428.00	189,604,000	
芝浦メカトロニクス	16,000	322.00	5,152,000	
サクサホールディングス	51,000	205.00	10,455,000	
メルコホールディングス	24,200	1,672.00	40,462,400	
日本電気	977,000	301.00	294,077,000	
富士通	3,000	643.00	1,929,000	
電気興業	83,000	463.00	38,429,000	
サンケン電気	548,000	314.00	172,072,000	

銘柄	株式数	評価額		備考
		単価（円）	金額（円）	
ナカヨ通信機	5,000	197.00	985,000	
アイホン	1,600	1,620.00	2,592,000	
NECエレクトロニクス	100	888.00	88,800	
セイコーエプソン	95,000	1,279.00	121,505,000	
アルバック	10,900	2,455.00	26,759,500	
ナナオ	2,700	2,145.00	5,791,500	
日本信号	48,800	917.00	44,749,600	
マスプロ電気	4,600	913.00	4,199,800	
日本無線	116,000	229.00	26,564,000	
パナソニック	221,900	1,420.00	315,098,000	
日立国際電気	32,000	727.00	23,264,000	
ソニー	849,900	2,670.00	2,269,233,000	
ミツミ電機	89,200	2,005.00	178,846,000	
アルプス電気	1,778,600	616.00	1,095,617,600	
ローランド ディー. ジー.	1,600	1,285.00	2,056,000	
フォスター電機	3,800	1,803.00	6,851,400	
TOA	14,000	607.00	8,498,000	
日立マクセル	53,900	1,736.00	93,570,400	
アルパイン	115,900	879.00	101,876,100	
船井電機	4,500	4,070.00	18,315,000	
横河電機	148,200	845.00	125,229,000	
日本電子材料	2,900	682.00	1,977,800	
O B A R A	6,700	812.00	5,440,400	
ミヤチテクノス	5,800	699.00	4,054,200	
澤藤電機	8,000	176.00	1,408,000	
日立メディコ	29,000	865.00	25,085,000	
新日本無線	22,000	235.00	5,170,000	
千代田インテグレ	7,000	1,168.00	8,176,000	
岡谷電機産業	1,400	268.00	375,200	
日本デジタル研究所	41,200	1,265.00	52,118,000	
図研	61,200	759.00	46,450,800	
ローム	32,000	6,490.00	207,680,000	

銘柄	株式数	評価額		備考
		単価（円）	金額（円）	
三井ハイテック	1,000	1,224.00	1,224,000	
ユーシン	42,600	482.00	20,533,200	
アロカ	73,200	890.00	65,148,000	
スター精密	1,800	908.00	1,634,400	
キャノン	734,200	3,730.00	2,738,566,000	
リコー	770,000	1,373.00	1,057,210,000	
MUTOHホールディングス	25,000	158.00	3,950,000	
鬼怒川ゴム工業	40,000	179.00	7,160,000	
ユニプレス	18,300	1,259.00	23,039,700	
モリタホールディングス	2,000	492.00	984,000	
三櫻工業	4,500	599.00	2,695,500	
日本輸送機	1,000	209.00	209,000	
近畿車輛	26,000	867.00	22,542,000	
日産自動車	1,421,700	615.00	874,345,500	
トヨタ自動車	575,500	3,810.00	2,192,655,000	
日野自動車	744,000	364.00	270,816,000	
エフテック	5,000	895.00	4,475,000	
武蔵精密工業	500	1,694.00	847,000	
日産車体	87,000	732.00	63,684,000	
新明和工業	100,000	372.00	37,200,000	
極東開発工業	16,500	374.00	6,171,000	
日信工業	3,600	1,374.00	4,946,400	
トピー工業	243,000	214.00	52,002,000	
タチエス	21,500	760.00	16,340,000	
カルソニックカンセイ	902,000	246.00	221,892,000	
太平洋工業	24,000	460.00	11,040,000	
アイシン精機	317,300	2,235.00	709,165,500	
マツダ	2,531,000	232.00	587,192,000	
愛知機械工業	69,000	244.00	16,836,000	
今仙電機製作所	13,800	1,044.00	14,407,200	
本田技研工業	1,250,500	2,875.00	3,595,187,500	
富士重工業	695,000	375.00	260,625,000	

銘柄	株式数	評価額		備考
		単価（円）	金額（円）	
ヤマハ発動機	172,200	1,193.00	205,434,600	
ショーワ	45,900	592.00	27,172,800	
TBK	41,000	157.00	6,437,000	
ヨロズ	15,600	1,160.00	18,096,000	
エフ・シー・シー	21,400	1,541.00	32,977,400	
タカタ	27,000	1,727.00	46,629,000	
テイ・エス テック	9,400	1,569.00	14,748,600	
日本電産トーソク	5,400	715.00	3,861,000	
クリエートメディック	12,100	906.00	10,962,600	
JMS	20,000	409.00	8,180,000	
東京計器	15,000	130.00	1,950,000	
愛知時計電機	2,000	276.00	552,000	
タムロン	7,500	1,123.00	8,422,500	
SRIスポーツ	142	90,000.00	12,780,000	
バンダイナムコホールディングス	97,700	990.00	96,723,000	
共立印刷	7,500	160.00	1,200,000	
凸版印刷	628,000	876.00	550,128,000	
大日本印刷	942,000	1,279.00	1,204,818,000	
図書印刷	31,000	231.00	7,161,000	
共同印刷	12,000	309.00	3,708,000	
コンビ	21,000	730.00	15,330,000	
ローランド	1,100	1,025.00	1,127,500	
小松ウオール工業	700	1,175.00	822,500	
ヤマハ	206,200	1,095.00	225,789,000	
リンテック	900	1,806.00	1,625,400	
イトーキ	42,900	238.00	10,210,200	
任天堂	69,600	24,550.00	1,708,680,000	
三菱鉛筆	25,000	1,098.00	27,450,000	
サンウエーブ工業	3,000	253.00	759,000	
アデランスホールディングス	14,500	1,223.00	17,733,500	
中部電力	150,500	2,210.00	332,605,000	
関西電力	296,200	2,160.00	639,792,000	

銘柄	株式数	評価額		備考
		単価（円）	金額（円）	
九州電力	809,700	2,075.00	1,680,127,500	
沖縄電力	66,600	5,290.00	352,314,000	
東京瓦斯	214,000	379.00	81,106,000	
大阪瓦斯	3,622,000	322.00	1,166,284,000	
北海道瓦斯	44,000	258.00	11,352,000	
静岡瓦斯	53,500	705.00	37,717,500	
新京成電鉄	8,000	368.00	2,944,000	
東日本旅客鉄道	200,000	6,450.00	1,290,000,000	
西日本旅客鉄道	1,615	349,000.00	563,635,000	
東海旅客鉄道	1,541	669,000.00	1,030,929,000	
アートコーポレーション	500	1,655.00	827,500	
サカイ引越センター	400	2,295.00	918,000	
日本通運	1,269,000	375.00	475,875,000	
丸運	19,700	261.00	5,141,700	
丸全昭和運輸	105,000	312.00	32,760,000	
センコー	83,000	393.00	32,619,000	
日本梱包運輸倉庫	215,000	1,082.00	232,630,000	
セイノーホールディングス	314,000	785.00	246,490,000	
日立物流	184,600	1,200.00	221,520,000	
日本郵船	3,927,000	371.00	1,456,917,000	
商船三井	490,000	568.00	278,320,000	
新和海運	10,000	260.00	2,600,000	
日本トランスシティ	41,000	303.00	12,423,000	
宇徳	9,900	275.00	2,722,500	
サンリツ	1,200	636.00	763,200	
キューソー流通システム	7,900	949.00	7,497,100	
新日鉄ソリューションズ	28,700	1,630.00	46,781,000	
S R Aホールディングス	7,200	841.00	6,055,200	
J B I Sホールディングス	16,500	354.00	5,841,000	
フェイス	1,771	13,190.00	23,359,490	
サイバネットシステム	83	38,500.00	3,195,500	
クレスコ	200	468.00	93,600	

銘柄	株式数	評価額		備考
		単価（円）	金額（円）	
フジ・メディア・ホールディングス	6,220	147,300.00	916,206,000	
ティーディーシーソフトウェアエンジニアリング	3,600	700.00	2,520,000	
アルファシステムズ	100	1,892.00	189,200	
シーエーシー	79,200	725.00	57,420,000	
日立ビジネスソリューション	3,600	709.00	2,552,400	
東計電算	7,400	1,190.00	8,806,000	
アグレックス	2,000	847.00	1,694,000	
電通国際情報サービス	9,200	642.00	5,906,400	
C I J	24,200	307.00	7,429,400	
ネットワンシステムズ	427	131,400.00	56,107,800	
アルゴグラフィックス	4,600	1,050.00	4,830,000	
兼松エレクトロニクス	27,000	928.00	25,056,000	
日本テレビ放送網	58,100	13,250.00	769,825,000	
スカパーJ S A Tホールディングス	949	42,200.00	40,047,800	
N E Cモバイリング	11,300	2,480.00	28,024,000	
日本電信電話	750,700	4,300.00	3,228,010,000	
エヌ・ティ・ティ・ドコモ	6,710	148,800.00	998,448,000	
葵プロモーション	500	515.00	257,500	
D T S	71,000	846.00	60,066,000	
シーイーシー	25,800	571.00	14,731,800	
日立ソフトウェアエンジニアリング	15,900	2,645.00	42,055,500	
ジャステック	27,800	524.00	14,567,200	
住商情報システム	43,000	1,463.00	62,909,000	
日本システムウェア	2,400	331.00	794,400	
日立情報システムズ	145,400	2,895.00	420,933,000	
アイネス	53,500	755.00	40,392,500	
T K C	62,200	1,985.00	123,467,000	
富士ソフト	39,100	1,530.00	59,823,000	
ソラン	46,800	483.00	22,604,400	
J B C Cホールディングス	1,300	667.00	867,100	
インターニックス	800	339.00	271,200	
伊藤忠食品	8,600	3,340.00	28,724,000	

銘柄	株式数	評価額		備考
		単価（円）	金額（円）	
高千穂電気	2,400	1,036.00	2,486,400	
トーメンデバイス	1,700	1,760.00	2,992,000	
横浜冷凍	52,000	659.00	34,268,000	
山下医科器械	900	1,245.00	1,120,500	
ラサ商事	2,700	350.00	945,000	
ミタチ産業	400	489.00	195,600	
J F E 商事ホールディングス	109,000	354.00	38,586,000	
グリーンホスピタルサプライ	436	66,800.00	29,124,800	
小野建	42,000	948.00	39,816,000	
佐島電機	3,500	657.00	2,299,500	
エコートレーディング	3,100	1,080.00	3,348,000	
伯東	3,200	912.00	2,918,400	
中山福	6,300	598.00	3,767,400	
アドヴァン	6,100	625.00	3,812,500	
S P K	200	1,255.00	251,000	
尾家産業	3,600	790.00	2,844,000	
ドウシシャ	2,600	1,800.00	4,680,000	
黒田電気	23,100	1,251.00	28,898,100	
丸文	18,800	600.00	11,280,000	
トーメンエレクトロニクス	3,900	1,095.00	4,270,500	
エクセル	2,600	1,135.00	2,951,000	
マルカキカイ	2,400	733.00	1,759,200	
田中商事	1,500	466.00	699,000	
オーハシテクニカ	14,300	560.00	8,008,000	
伊藤忠商事	214,000	664.00	142,096,000	
長瀬産業	255,000	1,153.00	294,015,000	
三共生興	2,800	221.00	618,800	
三井物産	971,000	1,285.00	1,247,735,000	
カメイ	14,000	545.00	7,630,000	
東都水産	107,000	178.00	19,046,000	
椿本興業	50,000	214.00	10,700,000	
住友商事	725,900	964.00	699,767,600	

銘柄	株式数	評価額		備考
		単価（円）	金額（円）	
内田洋行	55,000	312.00	17,160,000	
キヤノンマーケティングジャパン	265,000	1,592.00	421,880,000	
西華産業	143,000	247.00	35,321,000	
佐藤商事	19,500	519.00	10,120,500	
菱洋エレクトロ	6,000	780.00	4,680,000	
東京産業	10,500	306.00	3,213,000	
神鋼商事	34,000	169.00	5,746,000	
阪和興業	222,000	357.00	79,254,000	
カナデン	25,000	575.00	14,375,000	
菱電商事	26,000	582.00	15,132,000	
フルサト工業	12,900	692.00	8,926,800	
極東貿易	31,000	138.00	4,278,000	
三愛石油	75,000	457.00	34,275,000	
稲畑産業	25,900	401.00	10,385,900	
明和産業	30,500	177.00	5,398,500	
サンゲツ	5,100	2,020.00	10,302,000	
リョーサン	66,300	2,360.00	156,468,000	
新光商事	17,000	812.00	13,804,000	
三信電気	84,400	744.00	62,793,600	
ソーダニッカ	10,000	316.00	3,160,000	
立花エレテック	5,300	759.00	4,022,700	
丸紅建材リース	1,000	135.00	135,000	
トラスコ中山	62,900	1,590.00	100,011,000	
オートバックスセブン	28,300	3,330.00	94,239,000	
ユーエスシー	13,400	1,083.00	14,512,200	
加藤産業	34,000	1,597.00	54,298,000	
富士エレクトロニクス	5,600	778.00	4,356,800	
杉本商事	800	980.00	784,000	
因幡電機産業	2,600	2,105.00	5,473,000	
住金物産	155,000	210.00	32,550,000	
タキヒヨー	132,000	485.00	64,020,000	
スズケン	78,100	3,130.00	244,453,000	

銘柄	株式数	評価額		備考
		単価（円）	金額（円）	
ジェコス	23,900	432.00	10,324,800	
サンエー	2,100	3,800.00	7,980,000	
キリン堂	14,600	479.00	6,993,400	
カワチ薬品	40,200	2,140.00	86,028,000	
ハードオフコーポレーション	27,200	485.00	13,192,000	
パル	3,350	1,895.00	6,348,250	
エディオン	200	807.00	161,400	
バルス	22	75,800.00	1,667,600	
ハニーズ	35,360	659.00	23,302,240	
アルペン	800	1,596.00	1,276,800	
DCM Japanホールディングス	66,900	605.00	40,474,500	
ドトール・日レスホールディングス	28,400	1,406.00	39,930,400	
ココカラファイン ホールディングス	25,500	1,979.00	50,464,500	
三越伊勢丹ホールディングス	152,000	1,086.00	165,072,000	
サークルKサンクス	34,800	1,370.00	47,676,000	
はるやま商事	17,100	411.00	7,028,100	
ライトオン	27,800	847.00	23,546,600	
ジーンズメイト	14,200	520.00	7,384,000	
G-7ホールディングス	8,700	543.00	4,724,100	
コーナン商事	50,300	1,051.00	52,865,300	
メガネトップ	10,800	1,753.00	18,932,400	
ユニマットライフ	22,200	945.00	20,979,000	
ハークスレイ	5,400	891.00	4,811,400	
ポプラ	4,600	622.00	2,861,200	
トップカルチャー	1,900	410.00	779,000	
ムトウ	27,000	407.00	10,989,000	
ケーヨー	5,900	458.00	2,702,200	
島忠	86,800	2,345.00	203,546,000	
カスミ	26,300	437.00	11,493,100	
AOKIホールディングス	76,500	1,021.00	78,106,500	
オークワ	37,000	999.00	36,963,000	
青山商事	274,100	1,605.00	439,930,500	

銘柄	株式数	評価額		備考
		単価（円）	金額（円）	
エイチ・ツー・オー リテイリング	705,000	578.00	407,490,000	
原信ナルスホールディングス	4,900	1,117.00	5,473,300	
イズミヤ	87,000	522.00	45,414,000	
東武ストア	5,000	294.00	1,470,000	
平和堂	46,400	1,226.00	56,886,400	
アークランドサカモト	25,600	1,067.00	27,315,200	
愛眼	16,300	593.00	9,665,900	
ミニストップ	31,300	1,434.00	44,884,200	
アークス	72,200	1,472.00	106,278,400	
大庄	18,200	1,261.00	22,950,200	
ファーストリテイリング	4,100	11,140.00	45,674,000	
ヤマザワ	3,300	1,323.00	4,365,900	
やまや	4,100	850.00	3,485,000	
ベルーナ	9,450	402.00	3,798,900	
三菱UFJフィナンシャル・グループ	3,533,000	527.00	1,861,891,000	
りそなホールディングス	421,200	1,201.00	505,861,200	
三井住友フィナンシャルグループ	609,500	3,300.00	2,011,350,000	
北越銀行	335,000	175.00	58,625,000	
札幌北洋ホールディングス	285,700	316.00	90,281,200	
横浜銀行	2,253,000	446.00	1,004,838,000	
千葉興業銀行	40,000	775.00	31,000,000	
ふくおかフィナンシャルグループ	366,000	376.00	137,616,000	
山陰合同銀行	33,000	785.00	25,905,000	
沖縄銀行	16,600	3,330.00	55,278,000	
住友信託銀行	400,000	497.00	198,800,000	
みずほフィナンシャルグループ	9,083,600	184.00	1,671,382,400	
紀陽ホールディングス	146,000	118.00	17,228,000	
みなと銀行	42,000	129.00	5,418,000	
京葉銀行	24,000	465.00	11,160,000	
大和証券グループ本社	1,744,000	496.00	865,024,000	
岡三証券グループ	25,000	436.00	10,900,000	
松井証券	39,600	780.00	30,888,000	

銘柄	株式数	評価額		備考
		単価（円）	金額（円）	
マネックスグループ	100	35,450.00	3,545,000	
損害保険ジャパン	3,116,000	618.00	1,925,688,000	
あいおい損害保険	588,000	471.00	276,948,000	
富士火災海上保険	910,000	114.00	103,740,000	
東京海上ホールディングス	516,300	2,710.00	1,399,173,000	
芙蓉総合リース	150,300	2,135.00	320,890,500	
興銀リース	16,800	1,365.00	22,932,000	
東京センチュリーリース	112,600	1,077.00	121,270,200	
リコーリース	119,100	2,075.00	247,132,500	
アサックス	17	88,900.00	1,511,300	
NECキャピタルソリューション	6,400	1,455.00	9,312,000	
野村不動産ホールディングス	26,200	1,580.00	41,396,000	
東急不動産	1,623,000	413.00	670,299,000	
レオパレス21	431,600	805.00	347,438,000	
空港施設	42,100	546.00	22,986,600	
スタジオアリス	5,200	929.00	4,830,800	
NECフィールディング	57,400	1,470.00	84,378,000	
アミューズ	2,300	1,017.00	2,339,100	
イオンファンタジー	5,300	1,106.00	5,861,800	
アルプス技研	3,300	568.00	1,874,400	
ダイオーズ	1,100	531.00	584,100	
日本空調サービス	2,100	725.00	1,522,500	
ダスキン	129,000	1,704.00	219,816,000	
ファルコバイオシステムズ	3,600	1,023.00	3,682,800	
ラウンドワン	222,800	785.00	174,898,000	
ビー・エム・エル	55,000	2,505.00	137,775,000	
ワタベウェディング	13,500	1,445.00	19,507,500	
東急コミュニティー	17,900	2,075.00	37,142,500	
ウェアハウス	11,300	441.00	4,983,300	
共立メンテナンス	2,500	1,548.00	3,870,000	
イチネンホールディングス	17,600	429.00	7,550,400	
建設技術研究所	11,800	553.00	6,525,400	

銘柄	株式数	評価額		備考
		単価（円）	金額（円）	
燦ホールディングス	4,200	1,739.00	7,303,800	
ホリプロ	17,500	826.00	14,455,000	
セントラル警備保障	5,900	925.00	5,457,500	
ナック	500	912.00	456,000	
合計			90,420,338,280	

（イ）株式以外の有価証券

該当事項はありません。

② デリバティブ取引及び為替予約取引の契約額等及び時価の状況表

該当事項はありません。

２【ファンドの現況】

【純資産額計算書】

（2009年９月30日現在）

I 資産総額	13,651,919,156円
II 負債総額	11,467,463円
III 純資産総額（I－II）	13,640,451,693円
IV 発行済口数	24,656,181,785口
V 1口当たり純資産額（III／IV）	0.5532円

参考情報

<GS日本株計量運用ポートフォリオ マザーファンド>

純資産額計算書

（2009年９月30日現在）

I 資産総額	87,785,944,272円
II 負債総額	8,978,471円
III 純資産総額（I－II）	87,776,965,801円
IV 発行済口数	99,115,364,598口
V 1口当たり純資産額（III／IV）	0.8856円

第5【設定及び解約の実績】

下記計算期間中の設定及び解約の実績ならびに当該計算期末の発行済み口数は次の通りです。

期	計算期間	設定口数（口）	解約口数（口）	発行済み口数（口）
第1期	自 2005年10月3日 至 2006年3月20日	7,646,888,852 (0)	158,656,531 (0)	7,488,232,321 (0)
第2期	自 2006年3月21日 至 2006年9月20日	15,044,119,859 (0)	495,204,431 (0)	22,037,147,749 (0)
第3期	自 2006年9月21日 至 2007年3月20日	3,361,059,645 (0)	3,647,886,508 (0)	21,750,320,886 (0)
第4期	自 2007年3月21日 至 2007年9月20日	3,531,266,852 (0)	2,259,605,622 (0)	23,021,982,116 (0)
第5期	自 2007年9月21日 至 2008年3月21日	1,588,391,874 (0)	882,703,830 (0)	23,727,670,160 (0)
第6期	自 2008年3月22日 至 2008年9月22日	820,237,718 (0)	837,745,568 (0)	23,710,162,310 (0)
第7期	自 2008年9月23日 至 2009年3月23日	6,466,556,491 (0)	5,914,360,955 (0)	24,262,357,846 (0)
第8期	自 2009年3月24日 至 2009年9月24日	4,595,853,532 (0)	4,250,502,181 (0)	24,607,709,197 (0)

(注1) () 内の数字は本邦外における設定、解約及び発行済み口数です。

(注2) 設定口数には当初募集期間中の設定口数を含みます。

第三部【特別情報】

第1【委託会社等の概況】

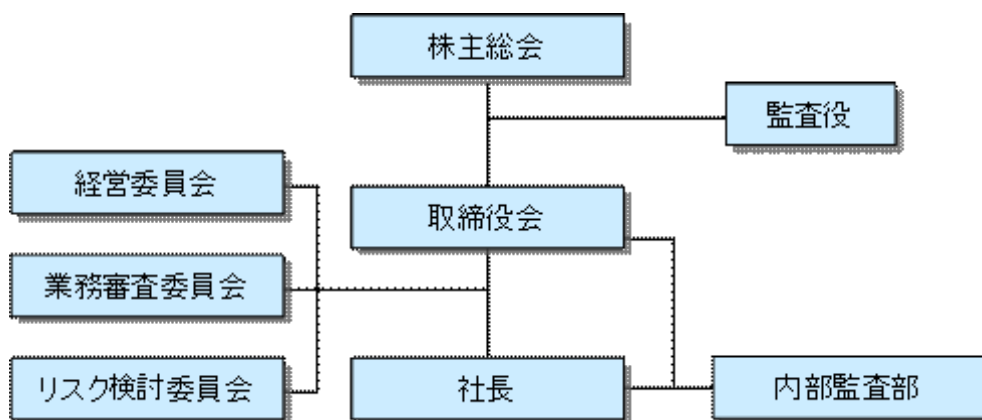
1【委託会社等の概況】

(1) 資本金の額（本書提出日現在）

- ① 資本金の額：金4億9,000万円
- ② 発行する株式の総数：8,000株
- ③ 発行済株式の総数：6,400株
- ④ 最近5年間ににおける主な資本の額の増減：該当事項はありません。

(2) 委託会社等の機構

- ① 委託会社の業務運営の組織体系は以下の通りです。



経営の意思決定機関として取締役会をおきます。取締役会は、委託会社の業務執行の基本方針を決定し、取締役の職務を監督します。代表取締役である社長は、委託会社を代表し、全般の業務執行について指揮統括します。取締役は、委嘱された業務の執行にあたり、また、社長に事故あるときにその職務を代行します。委託会社の業務執行にかかる重要事項を審議する機関として経営委員会をおきます。経営委員会は、取締役会に直属し、委託会社の業務執行に関して法令により認められる限度で取締役会が有する権限を保持し、執行します。委託会社の一切の活動における法令遵守に関して管理監督する機関として業務審査委員会をおきます。業務審査委員会は、取締役会に直属し、委託会社が法律上・規制上の一切の要件と社内の方針とを遵守するという目的に関し、法律により許可されているすべての権限を行使することができます。リスク検討委員会は、運用管理に関する重要事項およびこれらについての基本方針の策定ならびに運用に関する評価を行います。監査役は、委託会社の会計監査および業務監査を行います。業務の執行は、取締役が行います。

② 投資運用の意思決定機構

委託会社における投資運用の意思決定は運用本部所属の各部において行われます。運用本部は以下のような部によって構成されています。運用本部の各部では株式運用部長、計量運用部長および債券通貨運用部長がその所属員を指揮監督し、部の業務を統括しています。株式運用部は、日本株の運用を、計量運用部は、計量運用によるタイミング戦略、株式国別配分、債券国別配分および通貨配分などの各戦略をはじめとする多資産クラスの運用ならびに計量運用手法による株式の運用を、債券通貨運用部は、債券および通貨の運用をそれぞれ担当します。それぞれの運用部は各資産クラスの運用について独立した責任と権限をもち、投資運用に関する意思決定を行います。また、運用本部には、上記のほかに、運用投資戦略部、マルチプロダクト・ファンド室およびオルタナティブ投資室があります。



投資運用の意思決定には、委託会社が属するゴールドマン・サックスの資産運用グループのリソースが活用されます。委託会社の運用本部はゴールドマン・サックスの資産運用グループのポートフォリオ・マネージメント・チームの構成員として、他の構成員たる様々な地域のポートフォリオ・マネージメント・チームとグローバルな情報交換を行っています。

2【事業の内容及び営業の概況】

① 事業の内容

投資信託及び投資法人に関する法律に定める投資信託委託会社である委託会社は、証券投資信託の設定を行うとともに金融商品取引法に定める金融商品取引業者としてその投資運用業務および投資助言業務を行っています。また、金融商品取引法に定める第一種金融商品取引業務および第二種金融商品取引業務を行っています。

② 委託会社の運用するファンド

委託会社が運用するファンドの種類別本数は以下のとおりです（マザーファンドを除き計100本）。純資産総額の合計は、マザーファンドを除き1,646,766,073,914円です。

2009年10月30日現在

ファンドの基本的性格	本数	純資産総額（円）
追加型株式投資信託／国内株式型	29	335,469,005,231
追加型株式投資信託／バランス型	33	622,376,658,268
追加型株式投資信託／国際株式型	13	163,913,635,224
追加型株式投資信託／派生商品型	8	18,190,680,732
追加型証券投資信託／ファンド・オブ・ファンズ	17	506,816,094,459
親投資信託	30	1,149,587,386,020

3【委託会社等の経理状況】

1. 財務諸表及び中間財務諸表の作成方法について

当社の財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和38年大蔵省令第59号、以下「財務諸表等規則」という。）並びに同規則第2条の規定に基づき「金融商品取引業等に関する内閣府令」（平成19年内閣府令第52号）に基づいて作成しております。

当社の中間財務諸表は、「中間財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和52年大蔵省令第38号）並びに同規則第38条及び第57条の規定に基づき「金融商品取引業等に関する内閣府令」（平成19年内閣府令第52号）に基づいて作成しております。

なお、財務諸表及び中間財務諸表の金額については、千円未満の端数を切り捨てて記載しております。

2. 監査証明について

当社は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、第13期事業年度（平成19年4月1日から平成20年3月31日まで）及び第14期事業年度（平成20年4月1日から平成21年3月31日まで）の財務諸表について、あらた監査法人により監査を受けております。また、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、第15期事業年度の中間会計期間（平成21年4月1日から平成21年9月30日まで）の中間財務諸表について、あらた監査法人の中間監査を受けております。

(1) 【貸借対照表】

期別		第13期 (平成20年 3 月31日現在)			第14期 (平成21年 3 月31日現在)		
資産の部							
科目	注記 番号	内訳	金額	構成比	内訳	金額	構成比
		千円	千円	%	千円	千円	%
流動資産							
現金・預金			20,633,688			10,011,133	
有価証券			—			5,000,000	
支払委託金			26			25	
収益分配金		26			25		
前払費用			61,332			63,907	
前払金			—			178,141	
未収委託者報酬			1,954,533			1,238,764	
未収運用受託報酬			1,158,119			602,757	
未収収益	＊ 1		302,947			90,537	
未収還付法人税等			—			1,166,190	
未収消費税等			—			144,192	
立替金	＊ 1		238,533			177,919	
預け金			823,248			—	
繰延税金資産			704,568			209,183	
流動資産計			25,876,998	84.4		18,882,753	87.7
固定資産							
無形固定資産			250,829			191,869	
ソフトウェア		250,134			191,175		
その他の無形固定資産		694			694		
投資その他の資産			4,533,977			2,445,678	
投資有価証券		2,597,580			1,184,859		
長期差入保証金		25,000			—		
繰延税金資産		1,835,253			1,254,574		
その他の投資等		76,144			6,245		
固定資産計			4,784,806	15.6		2,637,548	12.3
資産合計			30,661,805	100.0		21,520,301	100.0

期別		第13期 (平成20年 3 月31日現在)			第14期 (平成21年 3 月31日現在)		
負債の部							
科目	注記 番号	内訳	金額	構成比	内訳	金額	構成比
		千円	千円	%	千円	千円	%
流動負債							
預り金			4,267			2,843	
未払金			750,440			480,304	
未払収益分配金		47			73		
未払償還金		72			72		
未払手数料		749,178			480,159		
その他未払金		1,141			—		
未払費用	＊ 1		4,190,487			1,526,624	
前受収益			—			958	
役員賞与引当金			27,830			15,617	
未払法人税等			1,756,244			—	
未払消費税等			85,903			—	
流動負債計			6,815,172	22.2		2,026,349	9.4
固定負債							
長期未払費用	＊ 1		3,872,907			2,269,841	
長期借入金	＊ 1		5,000,000			—	
役員退職慰労引当金			900,990			774,132	
その他固定負債			650			650	
固定負債計			9,774,548	31.9		3,044,624	14.2
特別法上の準備金							
金融商品取引責任準備金			—			0	
特別法上の準備金計			—			0	0.0
負債合計			16,589,721	54.1		5,070,974	23.6

期別		第13期 (平成20年 3 月31日現在)			第14期 (平成21年 3 月31日現在)		
純資産の部							
科目	注記 番号	内訳	金額	構成比	内訳	金額	構成比
		千円	千円	%	千円	千円	%
株主資本							
資本金			490,000			490,000	
資本剰余金			390,000			390,000	
資本準備金		390,000			390,000		
利益剰余金			13,246,898			15,550,494	
その他利益剰余金		13,246,898			15,550,494		
繰越利益剰余金		13,246,898			15,550,494		
株主資本合計			14,126,898	46.1		16,430,494	76.3
評価・換算差額等							
その他有価証券評価差額金		△54,814			18,832		
評価・換算差額等合計			△54,814	△0.2		18,832	0.1
純資産合計			14,072,083	45.9		16,449,327	76.4
負債・純資産合計			30,661,805	100.0		21,520,301	100.0

(2) 【損益計算書】

期別			第13期 自 平成19年 4 月 1 日 至 平成20年 3 月31日			第14期 自 平成20年 4 月 1 日 至 平成21年 3 月31日		
科目		注記 番号	内訳	金額	構成比	内訳	金額	構成比
経常損益の部	営業損益の部	営業収益	千円	千円	%	千円	千円	%
		委託者報酬		19,434,127			13,274,586	
		運用受託報酬	* 2	5,956,464			4,433,223	
		その他営業収益	* 2	1,738,458			1,221,154	
		営業収益計		27,129,050	100.0		18,928,964	100.0
		営業費用						
		支払手数料		8,188,620			6,269,299	
		広告宣伝費		385,347			201,682	
		調査費		1,697,104			1,550,486	
		調査費	124			1		
		委託調査費	* 2	1,696,980		1,550,484		
		委託計算費		318,677			262,581	
		営業雑経費		805,905			667,778	
		通信費	299,260			264,744		
		印刷費	475,240			368,837		
		協会費	31,404			34,196		
		営業費用計		11,395,655	42.0		8,951,829	47.3
		一般管理費						
		給料		6,869,229			4,654,254	
		役員報酬	435,616			18,004		
		給料・手当	2,763,612			2,666,694		
		賞与	1,916,804			317,205		
		株式従業員報酬	*1,2	527,516		334,490		
		その他の報酬	1,225,680			1,317,859		
		交際費		55,152			34,974	
		寄付金		4,959			21,140	
		旅費交通費		287,861			175,670	
		租税公課		88,876			37,041	
		不動産賃借料		474,054			476,823	
		退職給付費用		1,370,867			107,546	
		役員退職慰労引当金繰入額		226,617			—	
		役員賞与引当金繰入額		53,415			—	
		固定資産減価償却費		48,314			58,959	
		事務委託費		474,596			379,680	
		諸経費		795,655			570,468	
		一般管理費計		10,749,601	39.6		6,516,558	34.4
		営業利益		4,983,793	18.4		3,460,576	18.3

期別			第13期 自 平成19年 4 月 1 日 至 平成20年 3 月31日			第14期 自 平成20年 4 月 1 日 至 平成21年 3 月31日			
科目			注記 番号	内訳	金額	構成比	内訳	金額	構成比
経常損益の部	営業外損益の部	営業外収益	*1,2						
		有価証券分配金			78,024			—	
		受取利息			43,754			74,722	
		有価証券売却益			21			—	
		株式従業員報酬			464,384			758,109	
		役員退職慰労引当金 戻入益			—			107,770	
		役員賞与引当金戻入 益			—			630	
		雑益			648			100	
		営業外収益計			586,832	2.2		941,333	5.0
		営業外費用	* 2						
		支払利息			18,533			35,664	
		為替差損			119,113			85,114	
		投資有価証券売却損			—			406,355	
		雑損			—			2	
		営業外費用計			137,646	0.5		527,136	2.8
経常利益					5,432,980	20.0		3,874,773	20.5

期別		第13期 自 平成19年 4 月 1 日 至 平成20年 3 月31日			第14期 自 平成20年 4 月 1 日 至 平成21年 3 月31日			
科目		注記 番号	内 訳	金 額	構 成 比	内 訳	金 額	構 成 比
特別 損益 の部	特別利益							
	特別利益計			—	0.0		—	0.0
	特別損失							
	投資有価証券評価減			—			189,050	
	金融商品取引責任準備 金繰入額			—			0	
	特別損失計			—	0.0		189,051	1.0
税引前当期純利益				5,432,980	20.0		3,685,721	19.5
法人税、住民税及び事業税				3,074,404	11.3		356,586	1.9
法人税等調整額				△833,483	△3.1		1,025,538	5.4
当期純利益				3,192,059	11.8		2,303,596	12.2

(3) 【株主資本等変動計算書】

第13期
(自平成19年4月1日 至平成20年3月31日)

(単位：千円)

	株主資本						評価・換算差額等		純資産合計
	資本金	資本剰余金		利益剰余金		株主資本合計	その他有価証券評価差額金	評価・換算差額等合計	
		資本準備金	資本剰余金合計	その他利益剰余金	利益剰余金合計				
				繰越利益剰余金					
平成19年3月31日残高	490,000	390,000	390,000	10,054,838	10,054,838	10,934,838	403	403	10,935,242
事業年度中の変動額									
当期純利益				3,192,059	3,192,059	3,192,059			3,192,059
株主資本以外の項目の事業年度中の変動額（純額）						－	△55,217	△55,217	△55,217
事業年度中の変動額合計	－	－	－	3,192,059	3,192,059	3,192,059	△55,217	△55,217	3,136,841
平成20年3月31日残高	490,000	390,000	390,000	13,246,898	13,246,898	14,126,898	△54,814	△54,814	14,072,083

第14期
(自平成20年4月1日 至平成21年3月31日)

(単位：千円)

	株主資本						評価・換算差額等		純資産合計
	資本金	資本剰余金		利益剰余金		株主資本合計	その他有価証券評価差額金	評価・換算差額等合計	
		資本準備金	資本剰余金合計	その他利益剰余金	利益剰余金合計				
				繰越利益剰余金					
平成20年3月31日残高	490,000	390,000	390,000	13,246,898	13,246,898	14,126,898	△54,814	△54,814	14,072,083
事業年度中の変動額									
当期純利益				2,303,596	2,303,596	2,303,596			2,303,596
株主資本以外の項目の事業年度中の変動額（純額）						—	73,646	73,646	73,646
事業年度中の変動額合計	—	—	—	2,303,596	2,303,596	2,303,596	73,646	73,646	2,377,243
平成21年3月31日残高	490,000	390,000	390,000	15,550,494	15,550,494	16,430,494	18,832	18,832	16,449,327

重要な会計方針

区分	第13期 (自 平成19年4月1日 至 平成20年3月31日)	第14期 (自 平成20年4月1日 至 平成21年3月31日)
1. 有価証券の評価基準及び 評価方法	その他有価証券 時価のあるもの 時価をもって貸借対照表価額とし、取得 原価（移動平均法による原価法）ないし 償却原価との評価差額については全部純 資産直入する方法によっております。 時価のないもの 移動平均法による原価法によっており ます。	その他有価証券 同左
2. 固定資産の減価償却の方 法	無形固定資産 定額法により償却しております。 なお、自社利用のソフトウェアについて は、社内における利用可能期間（5年） に基づく定額法により償却しておりま す。	無形固定資産 同左
3. 引当金の計上基準	(1) 役員賞与引当金 役員に対して支給する賞与の支出に 充てるため、支給見込額に基づき当事 業年度に見合う分を計上しておりま す。 (2) 役員退職慰労引当金 役員退職慰労金の支出に備えて、当社 内規に基づく期末要支給見積額を計上 しております。 (3) 貸倒引当金 貸倒懸念債権等特定の債権について は個別に回収可能性を勘案し、回収不 能見込額を計上しております。	(1) 役員賞与引当金 同左 (2) 役員退職慰労引当金 同左 (3) 貸倒引当金 同左 (4) 金融商品取引責任準備金 金融商品取引事故による損失に備え るため、金融商品取引法第46条の5第 1項に基づく責任準備金を計上してお ります。

区分	第13期 (自 平成19年4月1日 至 平成20年3月31日)	第14期 (自 平成20年4月1日 至 平成21年3月31日)
4. その他財務諸表作成のための基本となる重要な事項	(1) 株式従業員報酬の会計処理方法 役員及び従業員に付与されておりま す、ザ・ゴールドマン・サックス・グ ループ・インク株式に係る報酬につい ては、企業会計基準第8号「ストック ・オプション等に関する会計基準」及 び企業会計基準適用指針第11号「ス tock・オプション等に関する会計基 準の適用指針」に準じて、権利付与日 公正価値及び付与された株数に基づき 計算される費用を権利確定計算期間に わたり人件費（営業費用及び一般管理 費）として処理しております。また、ザ ・ゴールドマン・サックス・グループ ・インクおよびゴールドマン・サック ス・ジャパン・ホールディングス有限 会社との契約に基づき当社が負担す る、権利付与日以降の株価の変動によ り発生する損益については営業外損益 として処理しております。 (2) 消費税等の会計処理 消費税及び地方消費税の会計処理は、 税抜方式によっております。	(1) 株式従業員報酬の会計処理方法 同左 (2) 消費税等の会計処理 同左

会計方針の変更

区分	第13期 (自 平成19年4月1日 至 平成20年3月31日)	第14期 (自 平成20年4月1日 至 平成21年3月31日)
貸借対照表の未収入金に関する表示方法の変更	関係会社からの収益の振替に伴う未収勘定は、前期まで「未収入金」として表示しておりましたが、当期より「未収収益」として表示しております。	—————
貸借対照表の未収収益に関する表示方法の変更	運用受託報酬の未収勘定は、前期まで「未収収益」として表示しておりましたが、当期より「未収運用受託報酬」として表示しております。	—————
損益計算書の営業収益に関する表示方法の変更	運用受託報酬は、前期まで「その他営業収益」に含めて表示しておりましたが、当期より「運用受託報酬」として区分掲記しております。	—————
損益計算書の事務委託費に関する表示方法の変更	国内関係会社との兼務従業員の人件費等は、前期まで「事務委託費」に含めて表示しておりましたが、当期より「その他の報酬」として表示しております。	—————
損益計算書の委託調査費に関する表示方法の変更	関係会社から振り替えられる収益の一部は、前期まで「委託調査費」として純額で表示しておりましたが、当期より「運用受託報酬」として総額で表示しております。	—————

注記事項

（貸借対照表関係）

第13期 (平成20年3月31日現在)	第14期 (平成21年3月31日現在)
※1 関係会社項目 関係会社に対する資産及び負債には次のものがあります。 流動資産 未収収益 384,791千円 立替金 55,413千円 流動負債 未払費用 123,493千円 固定負債 長期借入金 5,000,000千円 長期未払費用 426,847千円	※1 関係会社項目 同左 流動資産 未収収益 98,024千円 立替金 77,798千円 流動負債 未払費用 217,717千円 固定負債 長期未払費用 86,468千円

(損益計算書関係)

第13期 (自 平成19年4月1日 至 平成20年3月31日)	第14期 (自 平成20年4月1日 至 平成21年3月31日)																																								
＊1 株式従業員報酬 役員及び従業員に付与されておりますザ・ゴールドマン・サックス・グループ・インク株式に係る報酬に関するものであり、当該株式の株価及び付与された株数に基づき算出し配賦されております。 ＊2 関係会社項目 関係会社との取引に係るものが次のとおり含まれております。 <table> <tr><td>営業収益</td><td></td></tr> <tr><td>運用受託報酬</td><td>1,235,724千円</td></tr> <tr><td>その他営業収益</td><td>1,738,458千円</td></tr> <tr><td>営業費用</td><td></td></tr> <tr><td>委託調査費</td><td>1,666,202千円</td></tr> <tr><td>株式従業員報酬</td><td>114,904千円</td></tr> <tr><td>営業外収益</td><td></td></tr> <tr><td>株式従業員報酬</td><td>270,489千円</td></tr> <tr><td>営業外費用</td><td></td></tr> <tr><td>支払利息</td><td>18,533千円</td></tr> </table>	営業収益		運用受託報酬	1,235,724千円	その他営業収益	1,738,458千円	営業費用		委託調査費	1,666,202千円	株式従業員報酬	114,904千円	営業外収益		株式従業員報酬	270,489千円	営業外費用		支払利息	18,533千円	＊1 株式従業員報酬 同左 ＊2 関係会社項目 同左 <table> <tr><td>営業収益</td><td></td></tr> <tr><td>運用受託報酬</td><td>1,147,752千円</td></tr> <tr><td>その他営業収益</td><td>1,221,154千円</td></tr> <tr><td>営業費用</td><td></td></tr> <tr><td>委託調査費</td><td>1,550,484千円</td></tr> <tr><td>株式従業員報酬</td><td>10,698千円</td></tr> <tr><td>営業外収益</td><td></td></tr> <tr><td>株式従業員報酬</td><td>221,263千円</td></tr> <tr><td>営業外費用</td><td></td></tr> <tr><td>支払利息</td><td>35,664千円</td></tr> </table>	営業収益		運用受託報酬	1,147,752千円	その他営業収益	1,221,154千円	営業費用		委託調査費	1,550,484千円	株式従業員報酬	10,698千円	営業外収益		株式従業員報酬	221,263千円	営業外費用		支払利息	35,664千円
営業収益																																									
運用受託報酬	1,235,724千円																																								
その他営業収益	1,738,458千円																																								
営業費用																																									
委託調査費	1,666,202千円																																								
株式従業員報酬	114,904千円																																								
営業外収益																																									
株式従業員報酬	270,489千円																																								
営業外費用																																									
支払利息	18,533千円																																								
営業収益																																									
運用受託報酬	1,147,752千円																																								
その他営業収益	1,221,154千円																																								
営業費用																																									
委託調査費	1,550,484千円																																								
株式従業員報酬	10,698千円																																								
営業外収益																																									
株式従業員報酬	221,263千円																																								
営業外費用																																									
支払利息	35,664千円																																								

(株主資本等変動計算書関係)

第13期（自 平成19年4月1日 至 平成20年3月31日）

1 発行済株式に関する事項

株式の種類	前事業年度末	増加	減少	当事業年度末
普通株式（株）	6,400	—	—	6,400

第14期（自 平成20年4月1日 至 平成21年3月31日）

1 発行済株式に関する事項

株式の種類	前事業年度末	増加	減少	当事業年度末
普通株式（株）	6,400	—	—	6,400

(退職給付関係)

第13期 (自 平成19年4月1日 至 平成20年3月31日)	第14期 (自 平成20年4月1日 至 平成21年3月31日)
1 採用している退職給付制度の概要 当社は、退職給付制度を採用しておりません。 2 退職給付費用に関する事項 損益計算書上、出向者負担金等に含まれる退職給付費用負担金相当額を、退職給付費用として計上しております。	1 採用している退職給付制度の概要 同左 2 退職給付費用に関する事項 同左

（リース取引関係）

第13期 (自 平成19年4月1日 至 平成20年3月31日)	第14期 (自 平成20年4月1日 至 平成21年3月31日)
注記すべきリース取引を行っていないため、該当事項はありません。	同左

（有価証券関係）

第13期 (自 平成19年4月1日 至 平成20年3月31日)					第14期 (自 平成20年4月1日 至 平成21年3月31日)				
1. その他有価証券で時価のあるもの					1. その他有価証券で時価のあるもの				
区分	種類	取得原価 (千円)	貸借対照 表計上額 (千円)	差額 (千円)	区分	種類	取得原価 (千円)	貸借対照 表計上額 (千円)	差額 (千円)
貸借対照表計上 額が取得原価を 超えないもの	投資信託 受益証券	2,690,000	2,597,580	△92,420	貸借対照表計上 額が取得原価を 超えるもの	投資信託 受益証券	1,008,026	1,039,779	31,752
					貸借対照表計上 額が取得原価を 超えないもの	投資信託 受益証券	145,079	145,079	—
					合計		1,153,105	1,184,859	31,752
					(注) 当事業年度において、投資有価証券について、 189,050千円減損処理を行っております。				
					2. 当事業年度中に売却したその他有価証券				
					売却額 (千円)	売却益の合計額 (千円)		売却損の合計額 (千円)	
					1,942,487	10,044		416,399	
					3. 時価評価されていない主な有価証券の内容				
					貸借対照表計上額 (千円)				
					その他有価証券 コマーシャル・ ペーパー	5,000,000			
					4. その他有価証券のうち満期があるもの及び満期保有 目的の債券の今後の償還予定額				
						1 年以内 (千円)	1 年超 5 年以内 (千円)	5 年超 10 年以内 (千円)	10 年超 (千円)
					コマーシャル ・ペーパー	5,000,000	—	—	—

（デリバティブ取引関係）

第13期 (自 平成19年4月1日 至 平成20年3月31日)	第14期 (自 平成20年4月1日 至 平成21年3月31日)
当社は、デリバティブ取引を行っておりませんので、該当事項はありません。	同左

（税効果会計関係）

第13期 (自 平成19年4月1日 至 平成20年3月31日)	第14期 (自 平成20年4月1日 至 平成21年3月31日)																																
1 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別内訳 繰延税金資産 <table> <tr> <td>未払費用</td><td>505,417 千円</td></tr> <tr> <td>未払事業税</td><td>121,258</td></tr> <tr> <td>その他</td><td>77,892</td></tr> <tr> <td>小計</td><td>704,568</td></tr> </table> 長期未払費用 1,459,399 役員退職慰労引当金 289,736 その他 86,117 小計 1,835,253 2,539,821 千円	未払費用	505,417 千円	未払事業税	121,258	その他	77,892	小計	704,568	1 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別内訳 繰延税金資産（流動資産） <table> <tr> <td>未払費用</td><td>240,294 千円</td></tr> <tr> <td>その他</td><td>50,980</td></tr> <tr> <td>小計</td><td>291,274</td></tr> </table> 繰延税金負債（流動負債） <table> <tr> <td>未収事業税</td><td>△82,091</td></tr> <tr> <td>小計</td><td>△82,091</td></tr> </table> 繰延税金資産の純額 209,183 繰延税金資産（固定資産） <table> <tr> <td>長期未払費用</td><td>827,893</td></tr> <tr> <td>役員退職慰労引当金</td><td>315,022</td></tr> <tr> <td>投資有価証券評価減</td><td>76,931</td></tr> <tr> <td>その他</td><td>47,648</td></tr> <tr> <td>小計</td><td>1,267,494</td></tr> </table> 繰延税金負債（固定負債） <table> <tr> <td>その他有価証券評価差額金</td><td>△12,920</td></tr> <tr> <td>小計</td><td>△12,920</td></tr> </table> 繰延税金資産の純額 1,254,574 1,463,757 千円	未払費用	240,294 千円	その他	50,980	小計	291,274	未収事業税	△82,091	小計	△82,091	長期未払費用	827,893	役員退職慰労引当金	315,022	投資有価証券評価減	76,931	その他	47,648	小計	1,267,494	その他有価証券評価差額金	△12,920	小計	△12,920
未払費用	505,417 千円																																
未払事業税	121,258																																
その他	77,892																																
小計	704,568																																
未払費用	240,294 千円																																
その他	50,980																																
小計	291,274																																
未収事業税	△82,091																																
小計	△82,091																																
長期未払費用	827,893																																
役員退職慰労引当金	315,022																																
投資有価証券評価減	76,931																																
その他	47,648																																
小計	1,267,494																																
その他有価証券評価差額金	△12,920																																
小計	△12,920																																
2 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間に重要な差異があるときの、当該差異の原因となった主要な項目別の内訳 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との差異が法定実効税率の100分の5以下であるため注記を省略しております。	2 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間に重要な差異があるときの、当該差異の原因となった主要な項目別の内訳 <table> <tr> <td>法定実効税率</td><td>40.69 %</td></tr> <tr> <td>（調整）</td><td></td></tr> <tr> <td>役員賞与等永久に損金に算入されない項目</td><td>△3.12</td></tr> <tr> <td>その他</td><td>△0.06</td></tr> <tr> <td>税効果会計適用後の法人税等の負担率</td><td>37.49 %</td></tr> </table>	法定実効税率	40.69 %	（調整）		役員賞与等永久に損金に算入されない項目	△3.12	その他	△0.06	税効果会計適用後の法人税等の負担率	37.49 %																						
法定実効税率	40.69 %																																
（調整）																																	
役員賞与等永久に損金に算入されない項目	△3.12																																
その他	△0.06																																
税効果会計適用後の法人税等の負担率	37.49 %																																
3 法人税等の税率の変更による繰延税金資産及び繰延税金負債の金額の修正 該当事項はありません。	3 法人税等の税率の変更による繰延税金資産及び繰延税金負債の金額の修正 該当事項はありません。																																
4 決算日後に法人税等の税率の変更があった場合のその内容及び影響 平成20年4月30日に「地方法人特別税等に関する暫定措置法」が公布され、事業税の所得割の標準税率が下げられました。この変更による翌事業年度における財務諸表に与える影響は軽微であります。	4 決算日後に法人税等の税率の変更があった場合のその内容及び影響 該当事項はありません。																																

（関連当事者との取引）

第13期 (自 平成19年4月1日 至 平成20年3月31日)											
親会社及び法人主要株主等											
属性	会社等の 名称	住所	資本金 又は出 資金	事業の内容 又は職業	議決権等の 所有（被所有）割合	関係内容		取引の内容	取引金額 （千円）	科目	期末残高 （千円）
						役員の 兼任等	事業上 の関係				
親会社	ザ・ゴールドマン・サックス・グループ・インク	アメリカ合衆国ニューヨーク市	12,408 百万ドル	持株会社	被所有 直接 1% 間接 99%	—	株式従業員報酬の配賦 資金の援助	営業費用及び一般管理費（注1）	114,904	未払費用	123,493
								株式従業員報酬（注1）	270,489	長期借入金	5,000,000
								資金の借入（注2）	5,000,000	長期未払費用	426,847
								利息の支払（注2）	18,533		
親会社	ゴールドマン・サックス・アセット・マネジメント・エル・ピー	アメリカ合衆国ニューヨーク市	270 百万ドル	投資顧問業	被所有 直接 99%	—	投資助言	運用受託報酬（注3）	1,235,724	未収収益	384,791
								その他営業収益（注3）	1,738,458		
								委託調査費の支払（注3）	1,666,202		

取引条件及び取引条件の決定方針等

(注1) 持株会社の株価及び付与された株数に基づき、算出し配賦されております。

(注2) 親会社からの資金の借入れについては、市場金利を勘案して決定しており、返済条件は期間2年としております。

なお担保は差し入れておりません。

(注3) 運用受託報酬、その他営業収益及び委託調査費の支払に関しては、関係会社間の契約に基づき、決定しております。

役員及び個人主要株主等

該当事項はありません。

第13期
(自 平成19年4月1日
至 平成20年3月31日)

兄弟会社等

属性	会社等の 名称	住所	資本金 又は出 資金	事業の内容 又は職業	議決権等の 所有（被所 有）割合	関係内容		取引の内容	取引金額 (千円)	科目	期末残高 (千円)
						役員の 兼任等	事業上 の関係				
親会社 の子会 社	ゴールド マン・ サックス 証券株式 会社	東京都 港区	83,616 百万円	金融商品取 引業	—	—	業務委 託	支払手数料	496,038	未払手 数料	47,322
								兼務従業員の 人件費等の支 払（注1）	1,121,058	未払費 用	112,477
親会社 の子会 社	ゴールド マン・ サックス ・ジャパ ン・ホー ルディン グス有限 会社	東京都 港区	100,000 千円	ゴールドマ ン・サック ス・グルー プ人事・総 務・施設管 理業務受託	—	—	従業員 出向受 入等	出向者に関す る人件費等の 負担金 （注2）	7,250,898	未払費 用	2,991,784
								営業費用及 び一般管理 費		長期未 払費用	3,342,911
								株式従業員 報酬	170,066		
親会社 の子会 社	ゴールド マン・ サックス ・アンド ・カンパ ニー	アメリ カ合衆国 ニューヨ ーク市	6,247 百万ドル	証券業	—	—	現金の 預託	受取利息	23	預け金	823,248
親会社 の子会 社	ゴールド マン・ サックス ・グロー バル・サ ービス・ IIリミ テッド	ケイマ ン諸島	25 百万ドル	ゴールドマ ン・サック ス・グルー プ人事業務 受託	—	—	従業員 出向受 入	出向者に関す る人件費等の 負担金 （注2）	548,135	未払費 用	375,438
								営業費用及 び一般管理 費			
								株式従業員 報酬	20,069		

取引条件及び取引条件の決定方針等

（注1）兼務従業員の人件費等の支払に関しては、関係会社間の契約に基づき、決定しております。

（注2）ゴールドマン・サックス・ジャパン・ホールディングス有限会社（以下GSJH）または、ゴールドマン・サックス・グローバル・サービスII・リミテッド（以下GS2L）より出向している役員及び従業員の給料、賞与、退職金等の支払はGSJH、GS2Lより行われております。

但し、これらの費用はGSJH、GS2Lより当社に請求されるものであり、賞与及び退職給付の引当額については、当社においてはGSJH、GS2Lに対する債務として処理しております。

第14期
(自 平成20年4月1日
至 平成21年3月31日)

親会社及び法人主要株主等

属性	会社等の 名称	住所	資本金 又は出 資金	事業の内容 又は職業	議決権等の 所有（被所 有）割合	関係内容		取引の内容	取引金額 (千円)	科目	期末残高 (千円)
						役員の 兼任等	事業上 の関係				
親会社	ザ・ゴールドマン・サックス・グループ・インク	アメリカ合衆国ニューヨーク市	25,762 百万ドル	持株会社	被所有 直接 1% 間接 99%	—	株式従業員報酬の配賦 資金の援助	営業費用及び一般管理費（注1）	10,698	未払費用	217,717
								株式従業員報酬（注1）	221,263	長期未払費用	86,468
								資金の借入の償還（注2）	5,000,000	立替金	77,798
								利息の支払（注2）	35,664		
親会社	ゴールドマン・サックス・アセット・マネジメント・エル・ピー	アメリカ合衆国ニューヨーク市	255 百万ドル	投資顧問業	被所有 直接 99%	—	投資助言	運用受託報酬（注3）	1,147,752	未収収益	98,024
								その他営業収益（注3）	1,221,154		
								委託調査費の支払（注3）	1,550,484		

取引条件及び取引条件の決定方針等

（注1）持株会社の株価及び付与された株数に基づき、算出し配賦されております。

（注2）親会社からの資金の借入れについては、市場金利を勘案して決定しており、返済条件は期間2年としておりますが、2009年1月に期限前返済を行いました。

なお担保は差し入れておりませんでした。

（注3）運用受託報酬、その他営業収益及び委託調査費の支払に関しては、関係会社間の契約に基づき、決定しております。

役員及び個人主要株主等

該当事項はありません。

第14期
(自 平成20年4月1日
至 平成21年3月31日)

兄弟会社等

属性	会社等の 名称	住所	資本金 又は出 資金	事業の内容 又は職業	議決権等の 所有（被所 有）割合	関係内容		取引の内容	取引金額 (千円)	科目	期末残高 (千円)
						役員の 兼任等	事業上 の関係				
親会社 の子会 社	ゴールド マン・ サックス 証券株式 会社	東京都 港区	83,616 百万円	金融商品取 引業	—	—	業務委 託 有価証 券の購 入	支払手数料 兼務従業員の 人件費等の支 払（注1） 受取利息	282,509 1,201,322 32,240	未払手 数料 未払費 用 有価証 券 前受収 益	28,275 73,184 5,000,000 958
親会社 の子会 社	ゴールド マン・ サックス ・ジャパ ン・ホー ルディン グス有限 会社	東京都 港区	100,000 千円	ゴールドマ ン・サック ス・グルー プ人事・総 務・施設管 理業務受託	—	—	従業員 出向受 入等	出向者に関す る人件費等の 負担金 （注2） 営業費用及 び一般管理 費 株式従業員 報酬	 5,125,065 492,472	未払費 用 長期未 払費用	379,583 2,351,758
親会社 の子会 社	ゴールド マン・ サックス ・バンク ・USA	アメリ カ合衆国 ユタ州	2 百万ドル	銀行業	—	—	現金の 預入	受取利息	41,779	現金・ 預金 未収収 益	513,452 305
親会社 の子会 社	ゴールド マン・ サックス ・グロー バル・サ ービス・ IIリミ テッド	ケイマ ン諸島	10 百万ドル	ゴールドマ ン・サック ス・グルー プ人事業務 受託	—	—	従業員 出向受 入	出向者に関す る人件費等の 負担金 （注2） 営業費用及 び一般管理 費 株式従業員 報酬	 △83,053 42,982	未払費 用 長期未 払費用	239,372 32,982

取引条件及び取引条件の決定方針等

（注1）兼務従業員の人件費等の支払に関しては、関係会社間の契約に基づき、決定しております。

（注2）ゴールドマン・サックス・ジャパン・ホールディングス有限会社（以下GSJH）または、ゴールドマン・サックス・グローバル・サービスII・リミテッド（以下GS2L）より出向している役員及び従業員の給料、賞与、退職金等の支払はGSJH、GS2Lより行われております。

但し、これらの費用はGSJH、GS2Lより当社に請求されるものであり、賞与及び退職給付の引当額については、当社においてはGSJH、GS2Lに対する債務として処理しております。

親会社又は重要な関連会社に関する注記

(1) 親会社情報

ザ・ゴールドマン・サックス・グループ・インク（ニューヨーク証券取引所に上場）
ゴールドマン・サックス・アセット・マネジメント・エル・ピー（未上場）

（１株当たり情報）

第13期 （自 平成19年４月１日 至 平成20年３月31日）		第14期 （自 平成20年４月１日 至 平成21年３月31日）	
１株当たり純資産額	2,198,763円08銭	１株当たり純資産額	2,570,207円43銭
１株当たり当期純利益金額	498,759円23銭	１株当たり当期純利益金額	359,937円01銭
損益計算書上の当期純利益	3,192,059千円	損益計算書上の当期純利益	2,303,596千円
１株当たり当期純利益の算定に用 いられた普通株式に係る当期純利 益	3,192,059千円	１株当たり当期純利益の算定に用 いられた普通株式に係る当期純利 益	2,303,596千円
差額	—	差額	—
期中平均株式数		期中平均株式数	
普通株式	6,400株	普通株式	6,400株
なお、潜在株式調整後１株当たり当期純利益金額につい ては、新株予約権付社債等潜在株式がないため記載して おりません。		同左	

（重要な後発事象）

該当事項はありません。

[次へ](#)

1. 中間財務諸表

(1) 中間貸借対照表

区分	注記 番号	第15期中間会計期間末 (平成21年9月30日)	
		金額	構成比
(資産の部)		千円	%
I 流動資産			
現金・預金		18,058,827	
支払委託金		25	
前払費用		29,198	
未収委託者報酬		1,438,473	
未収運用受託報酬		1,261,171	
未収収益		79,057	
立替金		174,080	
繰延税金資産		537,136	
流動資産計		21,577,970	89.4
II 固定資産			
無形固定資産		162,483	
投資その他の資産			
投資有価証券		1,070,726	
繰延税金資産		1,319,259	
その他		6,828	
投資その他の資産計		2,396,813	
固定資産計		2,559,296	10.6
資産合計		24,137,267	100.0

区分	注記 番号	第15期中間会計期間末 (平成21年9月30日)	
		金額	構成比
(負債の部)		千円	%
I 流動負債			
預り金		2,362	
未払金		532,059	
未払費用		2,466,690	
役員賞与引当金		55,998	
未払法人税等		783,676	
その他	* 1	63,434	
流動負債計		3,904,220	16.2
II 固定負債			
長期未払費用		2,593,254	
役員退職慰労引当金		808,177	
その他固定負債		650	
固定負債計		3,402,082	14.1
III 特別法上の準備金			
金融商品取引責任準備金		0	
特別法上の準備金計		0	
負債合計		7,306,304	30.3

区分	注記 番号	第15期中間会計期間末 (平成21年9月30日)	
		金額	構成比
(純資産の部)		千円	%
I 株主資本			
資本金		490,000	
資本剰余金			
資本準備金		390,000	
資本剰余金合計		390,000	
利益剰余金			
その他利益剰余金			
繰越利益剰余金		15,913,776	
利益剰余金合計		15,913,776	
株主資本合計		16,793,776	69.6
II 評価・換算差額等			
その他有価証券評価差額金		37,186	
評価・換算差額等合計		37,186	0.2
純資産合計		16,830,963	69.7
負債・純資産合計		24,137,267	100.0

(2)中間損益計算書

区分	注記 番号	第15期中間会計期間 (自 平成21年4月1日 至 平成21年9月30日)	
		金額	百分比
I 営業収益		千円	%
委託者報酬		5,869,707	
運用受託報酬		2,439,298	
その他営業収益		213,469	
営業収益計		8,522,475	100.0
II 営業費用及び一般管理費	* 1	7,574,159	88.9
営業利益		948,315	11.1
III 営業外収益	* 2	122,930	1.4
IV 営業外費用	* 3	473,332	5.6
経常利益		597,914	7.0
V 特別利益		112,791	1.3
税引前中間純利益		710,706	8.3
法人税、住民税及び事業税		752,655	8.8
法人税等調整額		△405,230	△4.8
中間純利益		363,281	4.3

(3) 中間株主資本等変動計算書

第15期中間会計期間（自平成21年4月1日至平成21年9月30日）

	株主資本				評価・換算差額等		純資産合計
	資本金	資本剰余金	利益剰余金	株主資本合計	その他有価証券評価差額金	評価・換算差額等合計	
		資本準備金	その他利益剰余金				
			繰越利益剰余金				
平成21年3月31日残高(千円)	490,000	390,000	15,550,494	16,430,494	18,832	18,832	16,449,327
中間会計期間中の変動額							
中間純利益			363,281	363,281			363,281
株主資本以外の項目の 中間会計期間中の変動額（純額）					18,354	18,354	18,354
中間会計期間中の変動額 合計（千円）	—	—	363,281	363,281	18,354	18,354	381,635
平成21年9月30日残高(千円)	490,000	390,000	15,913,776	16,793,776	37,186	37,186	16,830,963

中間財務諸表作成のための基本となる重要な事項

項目	第15期中間会計期間 (自 平成21年4月1日 至 平成21年9月30日)
1. 資産の評価基準及び評価方法	有価証券 その他有価証券 時価のあるもの 中間決算日の市場価格等に基づく時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定）を採用しております。
2. 固定資産の減価償却の方法	無形固定資産 定額法により償却しております。 なお、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間（5年）に基づく定額法により償却しております。
3. 引当金の計上基準	役員賞与引当金 役員に対して支給する賞与の支出に充てるため、当事業年度における支給見込額の当中間会計期間負担額を計上しております。
	役員退職慰労引当金 役員退職慰労金の支出に備えて、当社内規に基づく当中間会計期間末要支給見積額を計上しております。
	貸倒引当金 貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。
	金融商品取引責任準備金 金融商品取引事故による損失に備えるため、金融商品取引法第46条の5第1項に基づく責任準備金を計上しております。
4. その他中間財務諸表作成のための基本となる重要な事項	株式報酬の会計処理方法 役員及び従業員に付与されております、ザ・ゴールドマン・サックス・グループ・インク株式に係る報酬については、企業会計基準第8号「ストック・オプション等に関する会計基準」及び企業会計基準適用指針第11号「ストック・オプション等に関する会計基準の適用指針」に準じて、権利付与日公正価値及び付与された株数に基づき計算される費用を権利確定計算期間にわたり人件費（営業費用及び一般管理費）として処理しております。また、ザ・ゴールドマン・サックス・グループ・インクおよびゴールドマン・サックス・ジャパン・ホールディングス有限会社との契約に基づき当社が負担する、権利付与日以降の株価の変動により発生する損益については営業外損益として処理しております。
	消費税等の会計処理 消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式によっております。

注 記 事 項

(中間貸借対照表関係)

項目	第15期中間会計期間末 (平成21年9月30日)
※ 1 消費税等の取扱い	控除対象の仮払消費税等及び仮受消費税等は、相殺のうえ、流動負債の「その他」として表示しております。

(中間損益計算書関係)

項目	第15期中間会計期間 (自 平成21年4月1日 至 平成21年9月30日)
＊1 減価償却実施額	無形固定資産 30,315千円
＊2 営業外収益のうち主要なもの	投資有価証券売却益 60,336千円
	受取利息 38,413千円
	為替差益 23,681千円
＊3 営業外費用のうち主要なもの	株式報酬 473,329千円

(中間株主資本等変動計算書関係)

第15期中間会計期間（自平成21年4月1日 至平成21年9月30日）

発行済株式の種類及び総数に関する事項

	前事業年度末株式数 (株)	当中間会計期間増加 株式数 (株)	当中間会計期間減少 株式数 (株)	当中間会計期間末株 式数 (株)
発行済株式				
普通株式	6,400	—	—	6,400
合計	6,400	—	—	6,400

（リース取引関係）

第15期中間会計期間（自平成21年4月1日 至平成21年9月30日）

注記すべきリース取引を行っていないため、該当事項はありません。

（有価証券関係）

第15期中間会計期間末（平成21年9月30日）

その他有価証券で時価のあるもの

	取得原価（千円）	中間貸借対照表計上額 （千円）	差額（千円）
投資信託受益証券	1,008,026	1,070,726	62,699

（デリバティブ取引関係）

第15期中間会計期間（自平成21年4月1日 至平成21年9月30日）

当社は、デリバティブ取引を行っておりませんので、該当事項はありません。

（１株当たり情報）

第15期中間会計期間 (自 平成21年４月１日 至 平成21年９月30日)	
１株当たり純資産額	2,629,837.97円
１株当たり中間純利益金額	56,762.67円
なお、潜在株式調整後１株当たり中間純利益金額については、新株予約権付社債等潜在株式がないため記載して おりません。	
(１株当たり中間純利益金額の算定上の基礎)	
中間損益計算書上の中間純利益	363,281千円
１株当たり中間純利益金額の算定に用いられた普通株式に係る中間純利益	363,281千円
差 額	—
期中平均株式数	
普通株式	6,400株

（重要な後発事象）

第15期中間会計期間（自平成21年４月１日 至平成21年９月30日）

該当事項はありません。

4【利害関係人との取引制限】

委託会社は、金融商品取引法の定めるところにより、利害関係人との取引について、次に掲げる行為が禁止されています。

- (1) 自己又はその取締役若しくは執行役との間における取引を行うことを内容とした運用を行うこと（投資者の保護に欠け、若しくは取引の公正を害し、又は金融商品取引業の信用を失墜させるおそれがないものとして内閣府令で定めるものを除きます。）。
- (2) 運用財産相互間において取引を行うことを内容とした運用を行うこと（投資者の保護に欠け、若しくは取引の公正を害し、又は金融商品取引業の信用を失墜させるおそれがないものとして内閣府令で定めるものを除きます。）。
- (3) 通常の取引の条件と異なる条件であって取引の公正を害するおそれのある条件で、委託会社の親法人等（委託者の総株主等の議決権の過半数を保有していることその他の当該金融商品取引業者と密接な関係を有する法人その他の団体として政令で定める要件に該当する者をいいます。以下(4)(5)において同じ。）又は子法人等（委託会社が総株主等の議決権の過半数を保有していることその他の当該金融商品取引業者と密接な関係を有する法人その他の団体として政令で定める要件に該当する者をいいます。以下同じ。）と有価証券の売買その他の取引又は金融デリバティブ取引を行うこと。
- (4) 委託会社の親法人等又は子法人等の利益を図るため、その行う投資運用業に関して運用の方針、運用財産の額若しくは市場の状況に照らして不必要な取引を行うことを内容とした運用を行うこと。
- (5) 上記(3)(4)に掲げるもののほか、委託会社の親法人等又は子法人等が関与する行為であって、投資者の保護に欠け、若しくは取引の公正を害し、又は金融商品取引業の信用を失墜させるおそれのあるものとして内閣府令で定める行為

5【その他】

- (1) 委託会社に関し、定款の変更、営業譲渡および営業譲受、出資の状況その他の重要な事項は予定されておりません。
- (2) 本書提出日現在の前1年以内において、訴訟事件その他委託会社等に重要な影響を及ぼした事実および重要な影響を及ぼすことが予想される事実は存在しておりません。

第2【その他の関係法人の概況】

1【名称、資本金の額及び事業の内容】

(1) 受託銀行

(2009年3月末日現在)

名称	資本金の額	事業の内容
住友信託銀行株式会社	287,537百万円	銀行法に基づき銀行業を営むとともに、金融機関の信託業務の兼営等に関する法律（兼営法）に基づき信託業務を営んでいます。

(2) 販売会社

(2009年3月末日現在)

名称	資本金の額	事業の内容
株式会社ゆうちょ銀行	3,500,000百万円	銀行法に基づき銀行業を営むとともに、金融商品取引法に基づく登録を受けて証券投資信託の受益証券の募集の取扱いを行っています。
ゴールドマン・サックス証券株式会社	83,616百万円	金融商品取引法に定める第一種金融商品取引業を中心としたサービスを提供しています。
損保ジャパンDC証券株式会社 ^(注1)	11,500百万円	
第一生命保険相互会社 ^(注1)	420,000百万円	

(注1) 確定拠出年金のみのお取扱いとなります。

2【関係業務の概要】

(1) 受託銀行

本ファンドの受託者として、信託財産の保管・管理・計算、外国証券を保管・管理する外国の保管銀行への指図・連絡等を行います。

(2) 販売会社

本ファンドの販売会社として、受益権の募集の取扱い、信託契約の一部解約に関する事務、収益分配金の再投資に関する事務、一部解約金・収益分配金・償還金の支払いに関する事務等を行います。

3【資本関係】

(1) 受託銀行

該当事項はありません。

(2) 販売会社

ゴールドマン・サックス証券株式会社および委託会社は、いずれもザ・ゴールドマン・サックス・グループ・インクの子会社です。

第 3 【参考情報】

当計算期間において提出した書類は以下のとおりです。

2009年6月19日	有価証券届出書の訂正届出書
2009年6月19日	有価証券報告書

独立監査人の監査報告書

平成21年4月28日

ゴールドマン・サックス・アセット・マネジメント株式会社

取締役会 御中

あらた監査法人

指定社員 公認会計士 大畑 茂
業務執行社員

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「ファンドの経理状況」に掲げられているG S 日本株式インデックス・プラスの平成20年9月23日から平成21年3月23日までの計算期間の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益及び剰余金計算書、注記表並びに附属明細表について監査を行った。この財務諸表の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。監査は、試査を基礎として行われ、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することを含んでいる。当監査法人は、監査の結果として意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、G S 日本株式インデックス・プラスの平成21年3月23日現在の信託財産の状態及び同日をもって終了する計算期間の損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

ゴールドマン・サックス・アセット・マネジメント株式会社及びファンドと当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

（注1）上記は、当社が、監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が別途保管しております。

（注2）財務諸表の範囲にはX B R Lデータ自体は含まれていません。

[次へ](#)

独立監査人の監査報告書

平成20年6月24日

ゴールドマン・サックス・アセット・マネジメント株式会社

取締役会 御中

あらた監査法人

指定社員
業務執行社員 公認会計士 大畑 茂

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「委託会社等の経理状況」に掲げられているゴールドマン・サックス・アセット・マネジメント株式会社の平成19年4月1日から平成20年3月31日までの第13期事業年度の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益計算書及び株主資本等変動計算書について監査を行った。この財務諸表の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。監査は、試査を基礎として行われ、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することを含んでいる。当監査法人は、監査の結果として意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、ゴールドマン・サックス・アセット・マネジメント株式会社の平成20年3月31日現在の財政状態及び同日をもって終了する事業年度の経営成績をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

（※）上記は、監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が別途保管しております。

独立監査人の監査報告書

平成21年10月27日

ゴールドマン・サックス・アセット・マネジメント株式会社

取締役会 御中

あらた監査法人

指定社員
業務執行社員 公認会計士 大畑 茂

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「ファンドの経理状況」に掲げられているG S 日本株式インデックス・プラスの平成21年3月24日から平成21年9月24日までの計算期間の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益及び剰余金計算書、注記表並びに附属明細表について監査を行った。この財務諸表の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。監査は、試査を基礎として行われ、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することを含んでいる。当監査法人は、監査の結果として意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、G S 日本株式インデックス・プラスの平成21年9月24日現在の信託財産の状態及び同日をもって終了する計算期間の損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

ゴールドマン・サックス・アセット・マネジメント株式会社及びファンドと当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

（注1）上記は、当社が、監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が別途保管しております。

（注2）財務諸表の範囲にはX B R Lデータ自体は含まれていません。

[次へ](#)

独立監査人の監査報告書

平成21年5月27日

ゴールドマン・サックス・アセット・マネジメント株式会社

取締役会 御中

あらた監査法人

指定社員
業務執行社員 公認会計士 大畑 茂

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「委託会社等の経理状況」に掲げられているゴールドマン・サックス・アセット・マネジメント株式会社の平成20年4月1日から平成21年3月31日までの第14期事業年度の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益計算書及び株主資本等変動計算書について監査を行った。この財務諸表の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。監査は、試査を基礎として行われ、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することを含んでいる。当監査法人は、監査の結果として意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、ゴールドマン・サックス・アセット・マネジメント株式会社の平成21年3月31日現在の財政状態及び同日をもって終了する事業年度の経営成績をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

（※）上記は、監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が別途保管しております。

[次へ](#)

独立監査人の中間監査報告書

平成21年12月2日

ゴールドマン・サックス・アセット・マネジメント株式会社

取締役会 御中

あらた監査法人

指定社員
業務執行社員 公認会計士 大畑 茂

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「委託会社等の経理状況」に掲げられているゴールドマン・サックス・アセット・マネジメント株式会社の平成21年4月1日から平成22年3月31日までの第15期事業年度の中間会計期間（平成21年4月1日から平成21年9月30日まで）に係る中間財務諸表、すなわち、中間貸借対照表、中間損益計算書及び中間株主資本等変動計算書について中間監査を行った。この中間財務諸表の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から中間財務諸表に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国における中間監査の基準に準拠して中間監査を行った。中間監査の基準は、当監査法人に中間財務諸表には全体として中間財務諸表の有用な情報の表示に関して投資者の判断を損なうような重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。中間監査は分析的手続等を中心とした監査手続に必要に応じて追加の監査手続を適用して行われている。当監査法人は、中間監査の結果として中間財務諸表に対する意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の中間財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠して、ゴールドマン・サックス・アセット・マネジメント株式会社の平成21年9月30日現在の財政状態及び同日をもって終了する中間会計期間（平成21年4月1日から平成21年9月30日まで）の経営成績に関する有用な情報を表示しているものと認める。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

（注）上記は、当社が、中間監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が別途保管しております。